

# 令和6年度修了考査 試験問題

## 第一問・第二問 〔会計に関する理論及び実務〕

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子は、1頁から21頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 3 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 4 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限りません。
- 5 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 6 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 7 解答に当たり適用すべき法令等は、令和6年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 10 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切ってください。
- 11 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限りません。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 12 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 13 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 14 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。この場合、最長3年間、修了考査の受験が禁止されます。

令和6年度修了

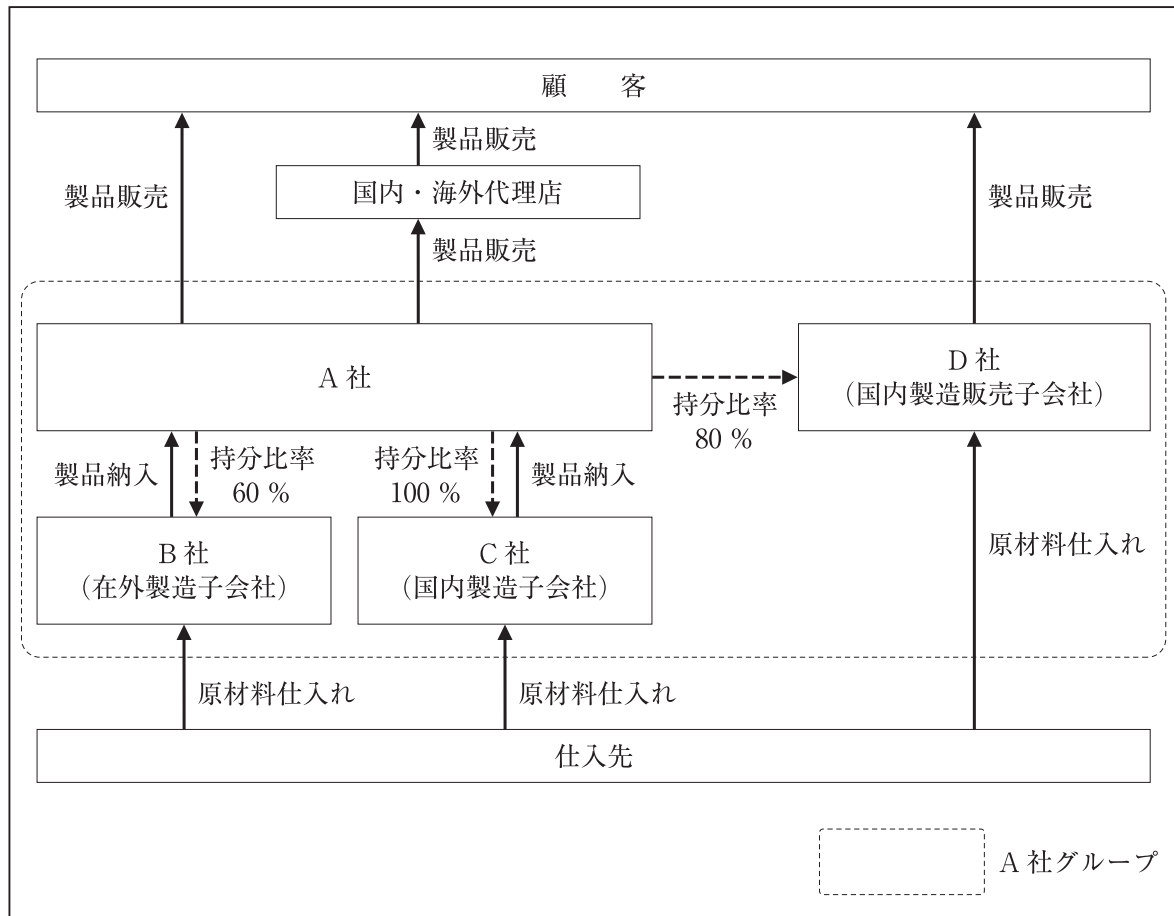
令和6年度修了

令和6年度修了

### 第一問 (150点)

A 株式会社(以下「A 社」という。)は上場会社であり、A 社グループ(A 社及び連結子会社)は産業用工作機械等の製造・販売を営んでいる。A 社は国内及び海外に子会社を保有し、連結財務諸表を作成している。A 社グループは、在外製造子会社 B 会社(A 社持分比率 60%) (以下「B 社」という。)及び国内製造子会社 C 株式会社(A 社持分比率 100%) (以下「C 社」という。)の工場で、製品を製造している。また、A 社は 20X2 年 3 月 31 日に精密機器を製造販売する国内の D 株式会社(以下「D 社」という。)の発行済株式の 80% を取得した。A 社グループの事業概要は以下のとおりである。

#### A 社グループの事業概要



A 社の 20X1 年 4 月 1 日から 20X2 年 3 月 31 日までの事業年度及び連結会計年度(以下合わせて「当年度」という。)に係る個別財務諸表及び連結財務諸表の作成に関して、以下の **問題 1** から **問題 6** の各設問に答えなさい。

**[解答上の留意事項]**

1. 会計処理及び表示に関しては、特に指示がない限り原則的方法による。また、金額の重要性は考慮しない。
2. 計算の結果として生じた百万円未満の端数は、四捨五入する。
3. 問題文に指示がない限り、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(以下「日本基準」という。)に準拠して、個別財務諸表及び連結財務諸表を作成している。
4. その他、問題文に記載のない事項は、考慮しない。

**[前提条件]**

1. A社及び各連結子会社の決算日は、3月31日である。
2. A社が作成する連結財務諸表のための個別財務諸表の修正に関しては、特に指示がない限り、当年度の法人税等として納付すべき額に影響はない。
3. 解答に当たっては、税効果会計及び消費税等を考慮しない。
4. 四半期決算等の期中決算は考慮しない。

**問題 1** 次の会計基準等及び[資料]に基づき、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

- ・企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」

**[資料] 国内代理店レポートに関する事項**

A 社は、20X1 年 12 月に発表した汎用機械の新製品販売促進のため、国内代理店に対して数量値引きのキャンペーンを実施した。A 社は、自社製品の有力代理店である E 株式会社(以下「E 社」という。)に対して、20X2 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日の期間中に当該新製品を 3,000 台よりも多く購入する場合には、全ての購入台数につき、1 台当たり通常価格 1,000 千円から 100 千円減額した 900 千円で販売することとした。当該キャンペーン中の当該新製品の販売代金の決済は、キャンペーン期間が終了して価格が確定した後の 20X2 年 4 月 30 日に一括で行われる。

20X2 年 1 月に、E 社は A 社から当該新製品を 500 台購入した。A 社は E 社の過去の購入実績等の経験から、この時点でキャンペーン期間中の E 社の購入台数は 3,000 台を超えないと判断した。

20X2 年 2 月に E 社は当該新製品の新規大型顧客を開拓し、A 社から 2,000 台を購入した。A 社はこの時点で、キャンペーン期間中における E 社の当該新製品の購入台数が 3,000 台を超えることが見込まれ、1 台当たりの販売価格を 900 千円に遡及的に減額することが必要になると判断した。

**問 1** 上記[資料]のような状況に関する以下の記述について、文中の( ① )から( ③ )の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を( ① )という。( ① )がある場合には、財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ることとなる対価の額を見積もる。見積もられた( ① )の額については、( ① )の額に関する( ② )が事後的に解消される際に、解消されるまでに計上された収益の( ③ )が発生しない可能性が高い場合に限り、取引価格に含める。

**問 2** 上記[資料]に記載された A 社の判断がそれぞれの時点において合理的と認められる場合、20X2 年 1 月及び 2 月における A 社の売上に関する仕訳をそれぞれ答えなさい。

**問題 2** 次の会計基準等及び[資料]に基づき、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- ・企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」
- ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」

**[資料] 外貨建取引に関する事項**

A社は、欧州の代理店に対してユーロ建てで製品を輸出している。20X2年1月31日に40百万ユーロの輸出を行った。決済期日は20X2年4月30日である。取引日における仕訳は以下のとおり。

| 借方科目 | 金額(百万円) | 貸方科目 | 金額(百万円) |
|------|---------|------|---------|
| 売掛金  | 5,600   | 売上高  | 5,600   |

A社は、先行き円高傾向が懸念されることから、この1月の輸出代金の回収に係る為替変動リスクをヘッジする目的で20X2年2月28日に20X2年4月30日を決済期日とする為替予約を40百万ユーロ行った。為替予約相場は1ユーロ＝137円であった。

ユーロの直物為替相場の推移は以下のとおりである。

|                     |      |
|---------------------|------|
| 取引実行日(20X2年1月31日)   | 140円 |
| 為替予約締結日(20X2年2月28日) | 138円 |
| 決算日(20X2年3月31日)     | 136円 |
| 為替予約決済日(20X2年4月30日) | 135円 |

**問 1** 以下の各時点における仕訳を答えなさい。なお、為替予約は振当処理を行い、取引の決済は所定の期日どおりに行われた。

- ① 20X2年2月28日
- ② 20X2年3月31日
- ③ 20X2年4月30日

**問 2** 振当処理が認められる為替予約等は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」におけるヘッジ会計の要件を満たすものに限定されるが、ヘッジ取引時及びヘッジ取引時以降の要件をそれぞれ答えなさい。

**問題 3** 企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」及び次の**〔資料〕**に基づき、以下の**問 1**から**問 3**の各設問に答えなさい。

**〔資料〕 研究開発活動に関する事項**

A社は、事業拡大のため自社において研究開発活動を実施している。研究期間が24か月(20X1年4月1日から20X3年3月31日まで)の特定の研究テーマに関する以下の支出を当年度(20X2年3月期)中に行った。

| 支出項目       | 金額       |
|------------|----------|
| 特殊機械装置(注1) | 1,200百万円 |
| 資材(注2)     | 500百万円   |
| 消耗品(注2)    | 100百万円   |
| 業務委託費(注3)  | 300百万円   |

(注1)当該機械装置を製品製造目的で使用した場合の経済的使用可能予測期間は4年間である。当該機械装置は、上記の研究開発目的にのみ使用され、他の目的には使用できない。A社への納入は20X1年4月1日、使用開始は20X1年8月1日であった。

(注2)資材、消耗品とも必要に応じて購入し、全て当該研究開発活動のために当年度中に費消されている。

(注3)A社は、研究開発活動の一部作業を外部業者に委託した。役務は、24か月の研究開発期間を通じて平準的に提供され、20X1年4月以降毎月、役務提供を受けたことが確定している。上記の支出額は24か月分の役務対価である。

**問 1** 企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」では、「研究開発費を資産として貸借対照表に計上することは適当でないと判断した」としているが、その理由を答えなさい。

**問 2** 上記の支出に関する当年度(20X2年3月期)の仕訳を答えなさい。なお、勘定科目は以下の**〔選択肢〕**から選びなさい。

**〔選択肢〕**

現金預金 前払費用 貯蔵品 機械装置 研究開発費 減価償却費 減価償却累計額

**問 3** 国際財務報告基準(IFRS会計基準)において研究開発費の取扱いを定めた、国際会計基準(IAS)第38号「無形資産」に関する次の文中の(①)及び(②)の空欄に当てはまる語句を以下の**〔選択肢〕**から選び、その記号を答えなさい。

国際会計基準(IAS)第38号「無形資産」では、(①)(又は内部プロジェクトの(①)局面)から生じた無形資産は、企業が六つの要件全てを立証できる場合に、かつ、その場合のみ、認識(②)。

**〔選択肢〕**

(ア)研究 (イ)開発 (ウ)試作  
(エ)しなければならない (オ)するかしないかを選択することができる

**問題 4** 次の[資料]に基づき、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**[資料] B 社に関する事項**

B 社は、A 社が持分を保有する在外製造子会社である。B 社の財務諸表は日本基準で作成し、米ドル(\$)で表記している。A 社は、B 社の設立時に資本金 100 百万ドルのうち 60 百万ドルを出資しており、その後、持分比率に変動はない。

B 社の米ドル表示財務諸表項目の換算に関連する為替相場は以下のとおりである。

|                               |          |
|-------------------------------|----------|
| B 社設立時                        | 100 円/\$ |
| 20X1 年 3 月 31 日               | 120 円/\$ |
| 20X2 年 3 月 31 日               | 126 円/\$ |
| 20X2 年 3 月 31 日に終了する事業年度の期中平均 | 125 円/\$ |

**問 1** 外貨建財務諸表の換算によって生じる為替換算調整勘定は、①連結貸借対照表、②連結損益計算書、③連結包括利益計算書においてどのように表示されるか答えなさい。該当のない場合には「表示されない」と記載する。



**問 2** 当年度(20X2年3月期)のA社とB社のみを連結した**要約連結精算表**は以下のとおりである。この**要約連結精算表**を完成させ、このうち①から④の金額を答えなさい。なお、**要約連結精算表**に示されているもの以外の連結消去・修正仕訳は考慮しない。また、貸方金額には( )を付しなさい。

**要約連結精算表**

( )の数値は貸方金額を表す

(単位：百万円又は百万ドル)

|                     | A社       | B社    |                |          | 連結消去・修正仕訳      |                    |                             | 連結財務諸表   |
|---------------------|----------|-------|----------------|----------|----------------|--------------------|-----------------------------|----------|
|                     |          | 外貨    | 為替相場<br>(円/\$) | 円貨       | 投資と資本の相殺<br>消去 | 非支配株主に帰属する当期純利益の計上 | 為替換算調整勘定のうち非支配株主持分に対応する額の振替 |          |
| <b>連結貸借対照表</b>      |          |       |                |          |                |                    |                             |          |
| 諸資産(諸負債相殺後)         | 49,800   | 380   | 126            | 47,880   |                |                    |                             | 97,680   |
| B社持分                | 6,000    |       |                |          |                |                    |                             |          |
| 資本金                 | (13,200) | (100) |                |          |                |                    |                             | ②        |
| 利益剰余金               | (42,600) | (280) |                | (33,000) | ①              | 4,000              |                             |          |
| 為替換算調整勘定            |          |       |                |          |                |                    |                             | ③        |
| 非支配株主持分             |          |       |                |          |                | (4,000)            |                             | ④        |
| 計                   | 0        | 0     |                | 0        | 0              | 0                  | 0                           | 0        |
| <b>連結損益計算書</b>      |          |       |                |          |                |                    |                             |          |
| 当期純利益               | (9,000)  | (80)  | 125            | (10,000) | —              | —                  | —                           | (19,000) |
| 非支配株主に帰属する当期純利益     |          |       |                |          | —              | 4,000              | —                           | 4,000    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | (9,000)  | (80)  |                | (10,000) | —              | 4,000              | —                           | (15,000) |
| <b>連結株主資本等変動計算書</b> |          |       |                |          |                |                    |                             |          |
| 利益剰余金(期首)           | (33,600) | (200) |                | (23,000) | ①              | —                  | —                           |          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | (9,000)  | (80)  | 125            | (10,000) | —              | 4,000              | —                           | (15,000) |
| 利益剰余金(期末)           | (42,600) | (280) |                | (33,000) | ①              | 4,000              | —                           | (62,400) |

**問題 5** 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び**資料**に基づき、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**資料 C 社の有形固定資産に関する事項**

C 社は、A 社が持分を保有する国内製造子会社である。C 社は、製造プロセスの見直しの結果、特定の製品の製造のみに使用していた機械装置 X について、他の複数製品の製造にも使用することにより、今後は耐用年数にわたり長期安定的に稼働することが見込まれると判断したことから、当年度(20X2 年 3 月期)期首にその償却方法を定率法から定額法に変更した。当該変更の理由は正当なものである。当該機械装置の取得原価は 1,600 百万円、耐用年数は 8 年であり、前年度(20X1 年 3 月期)末で事業の用に供してから 3 年が経過していた。なお、耐用年数の変更が必要となるような経済的使用可能予測期間への影響はない。

当該機械装置 X の未償却残高の推移は以下のとおりである。なお、百万円未満を四捨五入している。

|                        | 20X1 年 3 月末 | 20X2 年 3 月末 |
|------------------------|-------------|-------------|
| 従来の定率法による未償却残高         | 675 百万円     | 506 百万円     |
| 当初から定額法を適用していた場合の未償却残高 | 1,000 百万円   | 800 百万円     |

**問 1** 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」における「会計上の変更」に該当する三つの変更を答えなさい。

**問 2** 減価償却方法の変更について、以下の設問に答えなさい。

- (1) 減価償却方法の変更は、上記 **問 1** のいずれに該当するか答えなさい。
- (2) 当年度(20X2 年 3 月期)の機械装置 X に係る減価償却費の金額を答えなさい。なお、解答に当たっては、百万円未満の端数は考慮せず、上記**資料**当該機械装置 X の未償却残高の金額を用いて算定すること。
- (3) 上記(2)の金額を算定した根拠となる会計基準上の取扱いを述べなさい。
- (4) 当該減価償却方法の変更について、A 社の当年度連結財務諸表において必要となる注記の文言を答えなさい。答案用紙の( )には注記の表題を入れなさい。機械装置 X を使用して当年度末までに製造された製品は全て販売済みである。なお、当年度連結損益計算書の段階損益は全て利益とする。

**問題 6** 次の会計基準等及び[資料]に基づき、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

- ・企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」

**[資料] D 社株式の取得に関する事項**

A 社は、20X2 年 3 月 31 日に D 社の発行済株式数の 80 % を 1,800 百万円で取得した。

D 社の 20X2 年 3 月 31 日現在の貸借対照表は以下のとおりであり、貸借対照表に計上されている諸資産及び諸負債の時価は貸借対照表上の価額と同額である。なお、D 社には貸借対照表に計上されていない営業上の特定の知的財産が存在しているが、A 社の当年度(20X2 年 3 月期)の連結決算においては時価が入手できず、取得原価の配分作業が完了しなかったため、当該知的財産の時価は 0 円として暫定的な会計処理を行う。

**D 社貸借対照表** (単位：百万円)

| 資産の部 | 金額    | 負債・純資産の部 | 金額    |
|------|-------|----------|-------|
| 諸資産  | 5,000 | 諸負債      | 3,000 |
|      |       | 資本金      | 200   |
|      |       | 利益剰余金    | 1,800 |
| 合計   | 5,000 | 合計       | 5,000 |

A 社による D 社の資本連結においてのれんが発生した場合には 10 年間で定額法により償却する。法人税等は考慮しない。

当年度(20X2 年 3 月期)の有価証券報告書の提出後、翌年度(20X3 年 3 月期)において、D 社における識別可能な知的財産の企業結合日における価額が 300 百万円と算定された。これに伴い、取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ることになるため、A 社は、全ての識別可能資産及び負債が把握されているかどうか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかを見直した。

その結果、識別可能資産及び負債は全て把握されており、それらに対する取得原価の配分は適切に行われているものと判断したため、そのまま配分額を確定させた。

**問 1** 当年度(20X2 年 3 月期)の A 社の連結決算における A 社と D 社の投資と資本の相殺消去仕訳を答えなさい。なお、仕訳に使用する勘定科目は、上記[資料]に記載されている D 社の貸借対照表の勘定科目又は関係会社株式、非支配株主持分、のれんの中から選択しなさい。

**問 2** 翌年度(20X3年3月期)における暫定的な会計処理の確定に関し、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) 取得原価と受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額との差額を答えなさい。なお、金額が貸方の場合には、( )を付して金額を答えなさい。

また、併せてその差額を示す企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」上の用語を答えなさい。

(2) 暫定的な会計処理の確定により、上記の金額及び勘定科目が表示される箇所を、以下の①から⑭の中から選び、その番号を答えなさい。なおA社は、当該処理を原則的方法により行っている。

**A社の20X3年3月期 要約連結財務諸表(20X2年3月期は比較情報)**

連結貸借対照表

|      | 20X2年3月期 | 20X3年3月期 |
|------|----------|----------|
| 流動資産 | ①        | ⑬        |
| 固定資産 | ②        | ⑭        |
| 流動負債 | ③        | ⑮        |
| 固定負債 | ④        | ⑯        |
| 純資産  | ⑤        | ⑰        |

連結損益計算書

|            | 20X2年3月期 | 20X3年3月期 |
|------------|----------|----------|
| 売上高        | ⑥        | ⑱        |
| 売上原価       | ⑦        | ⑲        |
| 販売費及び一般管理費 | ⑧        | ⑳        |
| 営業外収益      | ⑨        | ㉑        |
| 営業外費用      | ⑩        | ㉒        |
| 特別利益       | ⑪        | ㉓        |
| 特別損失       | ⑫        | ㉔        |

## 第二問 (150点)

**問題 1** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

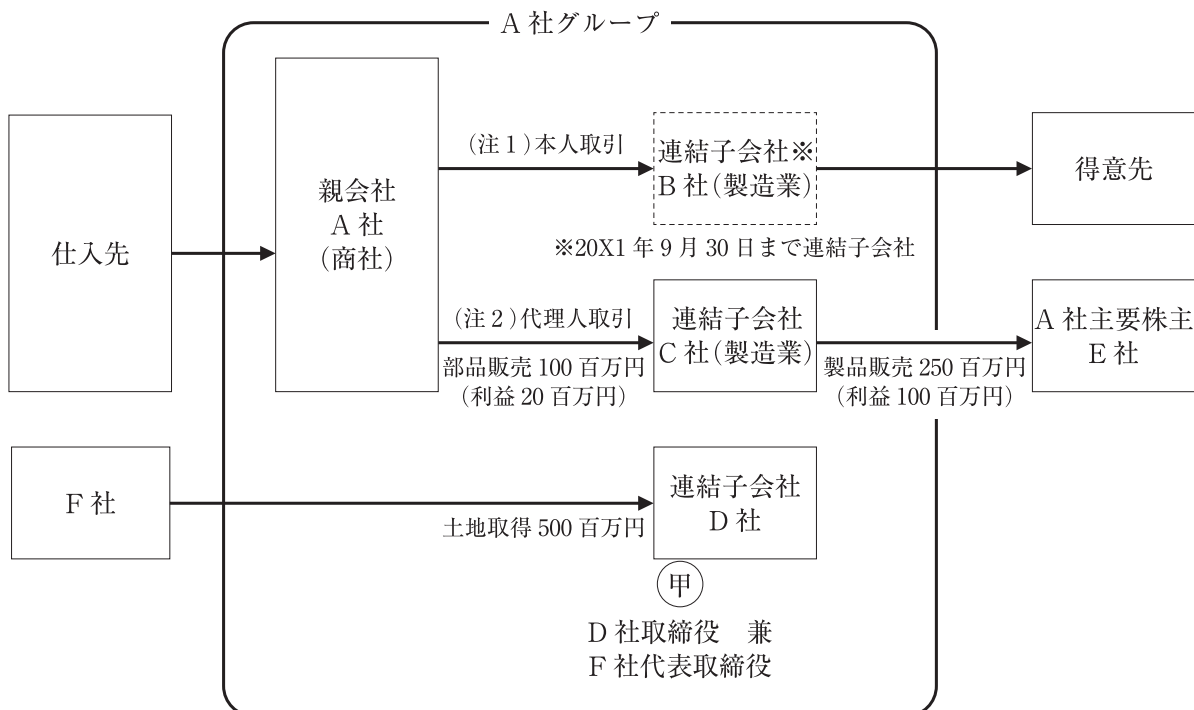
- ・企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「関連当事者会計基準等」という。)
- ・企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「収益認識会計基準等」という。)

### [前提条件]

A 株式会社(以下「A 社」という。)は 3 月 31 日を決算日とする上場会社(商社)であり、A 社グループは、親会社 A 社と B 株式会社(以下「B 社」という。)、C 株式会社(以下「C 社」という。)及び D 株式会社(以下「D 社」という。)の連結子会社からなる(なお、B 社は 20X1 年 9 月 30 日に連結範囲から除外)。

A 社グループと取引のある、A 社主要株主の E 株式会社(以下「E 社」という。)、F 株式会社(以下「F 社」という。)、得意先及び仕入先の商流は以下の[商流図]のとおりである。

[商流図](20X2 年 3 月期)



(注 1) 本問において「本人取引」とは、収益認識会計基準等において、A 社が本人に該当する取引をいう。

(注 2) 本問において「代理人取引」とは、収益認識会計基準等において、A 社が代理人に該当する取引をいう。

**問 1** 次の[資料] 1 から 3 の取引に関する 20X2 年 3 月決算において必要な計算書類(A 社の個別注記表)と有価証券報告書(連結財務諸表注記)の関連当事者との取引に関する注記について、以下の[注記抜粋]のうち、①から⑫に該当する「会社等の名称又は氏名」及び「取引金額」を答えなさい。解答に当たって、「会社等の名称又は氏名」及び「取引金額」の記載が不要な場合には、「—」を記載すること。なお、[資料]に記載している取引金額は、関連当事者会計基準等の開示対象取引としての重要性がある。

[資料]

1. A 社から B 社への 3 か月ごとの売上金額は以下のとおりである。A 社の履行義務は、自ら仕入れた部品を B 社に提供すること(本人取引)である。なお、A 社は B 社を連結子会社としていたが、20X1 年 9 月 30 日に B 社株式を第三者に全て売却し、連結の範囲から除外している。

(単位：百万円)

| 20X1 年  |         |           | 20X2 年  | 合計  |
|---------|---------|-----------|---------|-----|
| 4 月～6 月 | 7 月～9 月 | 10 月～12 月 | 1 月～3 月 |     |
| 120     | 150     | 100       | 80      | 450 |

2. 20X2 年 3 月期において、A 社は C 社に対して部品を 100 百万円(利益 20 百万円)で販売し、C 社は E 社に対して製品を 250 百万円(利益 100 百万円)で販売している。A 社の履行義務は、C 社の製造に用いる部品が、他の当事者(仕入先)によって C 社に提供されるように手配すること(A 社は当該取引における代理人)である。
3. D 社は 20X2 年 3 月 1 日に、グループ外の F 社から土地を 500 百万円で取得した。D 社の取締役甲氏は F 社の代表取締役であり、甲氏は A 社の「重要な子会社の役員」に該当する。

[注記抜粋]

計算書類(A 社の個別注記表)

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|------------|-------|------|----|------|
|    | ①          |       | ②    |    |      |
|    | ③          |       | ④    |    |      |
|    | ⑤          |       | ⑥    |    |      |

有価証券報告書(連結財務諸表注記)

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|------------|-------|------|----|------|
|    | ⑦          |       | ⑧    |    |      |
|    | ⑨          |       | ⑩    |    |      |
|    | ⑪          |       | ⑫    |    |      |

**問 2** A 社の創業者である取締役会長乙氏は、20X1 年 3 月 31 日に A 社の取締役を辞任し、A 社の顧問に就任した。なお、同時に持株比率はゼロにし、20X2 年 3 月 31 日現在も持株比率はゼロのままである。A 社が、20X2 年 3 月期決算における関連当事者との取引に関する注記を検討するに当たり、乙氏についてどのような点に留意すべきか述べなさい。

**問 3** 上記[商流図]のとおり、A 社の B 社に対する売上は本人取引、A 社の C 社に対する売上は代理人取引と判定されている。本人取引を評価するための支配の指標に関する以下の文中の ① から ③ の空欄に当てはまる適切な語句を答えなさい。

企業が本人に該当することの評価に際して、企業が財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているかどうかを判定するに当たっては、支配の定義のほか、例えば次の(1)から(3)の指標を考慮する。

- (1) 企業が当該財又はサービスを提供するという約束の履行に対して主たる ① を有していること。
- (2) 当該財若しくはサービスが顧客に提供される前又は当該財若しくはサービスに対する支配が顧客に移転した後(例えば、顧客が返品権を有している場合)において、企業が ② を有していること。
- (3) 当該財又はサービスの価格の設定において企業が ③ を有していること。

**問 4** 収益認識会計基準等は、国際財務報告基準(IFRS)第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の定めを基本的に全て取り入れているものの、相違点も存在する。そのうち、適用上の課題に対応するため、国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で導入された「重要性等に関する代替的な取扱い」から、次の①及び②の 空欄 に当てはまる内容を答えなさい。

- ① 工事契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、 空欄 できる。
- ② 商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、 空欄 できる。

**問題 2** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

- ・企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「資産除去債務会計基準等」という。)
- ・企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下合わせて「減損会計基準等」という。)

**[前提条件]**

1. G 株式会社(以下「G 社」という。)は 3 月 31 日を決算日とする小売業の会社であり、従来から新宿店を営業している。
2. G 社は新たに町田店出店のため店舗を賃借し、内装工事(資産計上額 3,000 百万円)を行った上で、20X1 年 4 月 1 日に営業を開始した。営業開始当初は 10 年間の営業を予定していた。
3. 当該店舗の賃貸借契約の内容は以下のとおりである。
  - ・賃借期間は 10 年
  - ・敷金は 1,000 百万円(G 社は貸主に対して契約時に支払済)
  - ・G 社は貸主に対して原状回復義務があり、敷金は、原状回復費用を控除した上で返還される
4. 営業開始時に、原状回復費用としての除去費用を 500 百万円と見積もった。資産除去債務の会計処理については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法による。
5. 有形固定資産の減価償却方法は、残存価額をゼロとした定額法を採用している。また、減損会計基準等におけるグルーピングは店舗単位としている。
6. 減価償却費、利息費用等の費用は、3 月末に一括して会計処理を行う。
7. 税効果は考慮しない。



**問 1** 上記[前提条件]に従い、20X2年3月31日の敷金に係る仕訳について、答案用紙の( )欄に勘定科目と金額を答えなさい。

**問 2** 上記[前提条件]4を以下に変更し、[前提条件]8から11を追加した場合の20X4年3月31日の仕訳について、答案用紙の( )欄に金額を答えなさい。なお、[前提条件]6の会計処理は実施済みであり、解答に当たっては、以下の[計算シート]の数値を用いなさい。

**[前提条件]4の変更**

4. 営業開始時に原状回復費用としての除去費用を500百万円と見積もり、割引率3.0%を用いて資産除去債務372百万円を計上している。

**[前提条件]の追加**

8. G社は業績不振を原因として町田店を撤退することを、20X4年3月度の取締役会で決議した。その後、賃貸借契約の解約について貸主からの合意を得て、20X4年3月31日に閉店した。
9. 除去費用の見積金額に変更はない。また、当初の除去予定時期から「著しく早期に除去する場合」に該当する。
10. 有形固定資産の正味売却価額はゼロである。
11. [計算シート]は、百万円未満を切り捨てている。

**[計算シート]**

(単位：百万円)

| 年月日        | 有形固定資産(除去費用) |       |     | 資産除去債務 |            |     |
|------------|--------------|-------|-----|--------|------------|-----|
|            | 資産計上額        | 減価償却費 | 残高  | 計上額    | 時の経過による調整額 | 残高  |
| 20X1年4月1日  | (注)372       |       | 372 | (注)372 |            | 372 |
| 20X2年3月31日 |              | 37    | 334 |        | 11         | 383 |
| 20X3年3月31日 |              | 37    | 297 |        | 11         | 394 |
| 20X4年3月31日 |              | 37    | 260 |        | 11         | 406 |
|            | (以下省略)       |       |     |        |            |     |

(注)372百万円 = 500百万円 ÷ (1.03)<sup>10</sup>

**問 3** 20X7年3月期の決算に当たり、あなたはG社の経理課長から、「昨今物価が高騰しているため、新宿店の原状回復費用の見積りを取り直したところ、金額が大幅に増加していることが分かりました。原状回復費用の増加額に重要性があると判断していますが、どのように対応すべきでしょうか。」と質問された。資産除去債務会計基準等に基づいて考えられる対応を三つ答えなさい。

**問 4** 資産除去債務の算定に際して用いられる割引率について、次の ① から ③ の空欄に当てはまる語句を答えなさい。

- ・資産除去債務は明示的な金利キャッシュ・フローを含まない債務であることから、  
① 会計と同様、② の割引率を用いる。
- ・割引前将来キャッシュ・フローが ③ の数値であることから、割引率も ③ の数値を用いる。

**問題 3** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

- ・会社法
- ・会社計算規則
- ・企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第 3 号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」

**[前提条件]**

1. H 株式会社(以下「H 社」という。)は 3 月 31 日を決算日とする上場会社である。
2. H 社の 20X1 年 3 月期の貸借対照表は以下のとおりである。

**貸借対照表**

(単位：百万円)

| 科目   | 金額    | 科目        | 金額    |
|------|-------|-----------|-------|
| 諸資産  | 1,670 | 諸負債       | 600   |
|      |       | 資本金       | 800   |
|      |       | 資本剰余金     |       |
|      |       | 資本準備金     | 100   |
|      |       | その他資本剰余金  | 140   |
|      |       | 利益剰余金     |       |
|      |       | 利益準備金     | 50    |
|      |       | その他利益剰余金  | 10    |
|      |       | 自己株式      | △30   |
| 資産の部 | 1,670 | 負債及び純資産の部 | 1,670 |

3. 20X1 年 6 月 25 日の定時株主総会にて、20X1 年 3 月 31 日を基準日とした剰余金配当の議案(配当金の総額は 30 百万円、配当の原資はその他資本剰余金)が承認されている。
4. H 社は中間配当制度を設けており、20X1 年 9 月 30 日を基準日とした中間配当を行う。
5. 20X1 年 3 月 31 日を基準日とした剰余金配当の効力発生後から、20X1 年 9 月 30 日を基準日とした中間配当の効力発生日までの間に、以下の取引が発生している。
  - (1) 自己株式の取得(取得価額 20 百万円)
  - (2) 自己株式の処分(帳簿価額 10 百万円、売却額 8 百万円)
6. 上記以外の取引は考慮しない。

**問 1** [前提条件] 3 の配当に係る仕訳について、答案用紙の( )欄に勘定科目と金額を答えなさい。なお、源泉徴収義務は考慮しない。

**問 2** 株主である会社がその他資本剰余金を原資として配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額することとされている。そのような会計処理が求められる理由を述べなさい。

**問 3** [前提条件] 5(2)の H 社の自己株式の処分に係る仕訳について、答案用紙の( )欄に勘定科目を答えなさい。

**問 4** H 社の① 20X1 年 3 月 31 日を基準日とした配当と② 20X1 年 9 月 30 日を基準日とした中間配当のそれぞれについて、分配時点における剰余金の額と分配可能額を答えなさい。

**問題 4** 次の会計基準等に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

- ・企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下合わせて「金融商品会計基準等」という。)
- ・企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
- ・企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下「セグメント会計基準」という。)
- ・企業会計基準適用指針第 20 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」

**問 1** 時価の算定に関する会計基準においては、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記を求めている。次の **①** から **③** の空欄に当てはまる語句を以下の **[選択肢]** から選び、その記号を答えなさい。ただし、選択肢は 1 回しか使えない。

- ・時価の算定に用いるインプットは、レベル 1 のインプットが最も **①** が高く、レベル 3 のインプットが最も **①** が低い。
- ・レベル 1 のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる **②** における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないものをいう。
- ・レベル 2 のインプットとは、資産又は負債について直接又は間接的に **③** 可能なインプットのうち、レベル 1 のインプット以外のインプットをいう。
- ・レベル 3 のインプットとは、資産又は負債について **③** できないインプットをいう。

**[選択肢]**

- |        |          |         |
|--------|----------|---------|
| (ア)調整  | (イ)観察    | (ウ)優先順位 |
| (エ)データ | (オ)活発な市場 | (カ)リスク  |

**問 2** 市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、減損処理をしなければならないとされている。実質価額と以下の計算式による簿価純資産持分額との間に、複数の要因により差異が生じる場合があるが、そのうち二つの要因を答えなさい。

$$\text{簿価純資産持分額} = 1 \text{ 株当たりの純資産額(注)} \times \text{所有株式数}$$

(注)「1 株当たりの純資産額」は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に算定している。

**問 3** 上場会社 J 株式会社(以下「J 社」という。)は、所有している非上場会社 4 社(K 株式会社(以下「K 社」という。)、L 株式会社(以下「L 社」という。)、M 株式会社(以下「M 社」という。))及び N 株式会社(以下「N 社」という。))の株式等の評価について、金融商品会計基準等に従い、20X3 年 3 月期の会計処理を検討している。以下の【資料】の ① から ⑦ の空欄に適切な語句を答えて文章を完成させなさい。なお、簿価純資産持分額は上記 **問 2** の計算式によるものとし、記載以外の事項は考慮しない。

**【資料】 非上場株式等の関連情報及び会計処理**

| 会社名<br>(持分比率) | 会計処理等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| K 社<br>(100%) | <p><b>【過去の事実】</b><br/>J 社は 5 年前に K 社を設立した。20X2 年 3 月期において純資産が著しく毀損したため、K 社株式取得原価を実質価額まで減額、評価差額は損失処理した。</p> <p><b>【K 社の直近の状況(20X3 年 3 月期)と J 社の 20X3 年 3 月期の会計処理】</b><br/>20X3 年 3 月期においては、更に K 社の業績が悪化し債務超過となったため、実質価額をゼロとみなして、取得原価(20X2 年 3 月期末の実質価額 500 百万円)全額を損失処理した。また、J 社は K 社に対し当期貸付を実施しているため、① についても ② する。</p>                          |
| L 社<br>(100%) | <p><b>【過去の事実】</b><br/>J 社は 3 年前に L 社を設立した。L 社の業績は、設立後 20X2 年 3 月期までは好調であった。</p> <p><b>【L 社の直近の状況(20X3 年 3 月期)と J 社の 20X3 年 3 月期の会計処理】</b><br/>20X3 年 3 月期においては、期中の得意先倒産により L 社の業績は著しく悪化し、簿価純資産持分額(120 百万円)が L 社株式の取得原価(300 百万円)に比べて 40% まで下落したが、20X4 年 3 月期末から新たな大手得意先との取引開始が確実であると見込まれており、③ 以内に ④ までの回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているため、評価損を計上しない。</p> |
| M 社<br>(70%)  | <p><b>【過去の事実】</b><br/>J 社は 20X2 年 8 月に M 社株式を取得し、J 社の中間連結貸借対照表において M 社ののれんを計上している。</p> <p><b>【M 社の直近の状況(20X3 年 3 月期)と J 社の 20X3 年 3 月期の会計処理】</b><br/>20X3 年 3 月期において、取得原価 200 百万円に対し、簿価純資産持分額は 80 百万円である。M 社の業績は計画どおりに推移し、将来の業績予測も悪化しておらず、⑤ が毀損していないため、評価損を計上しない。</p>                                                                          |
| N 社<br>(10%)  | <p><b>【過去の事実】</b><br/>J 社は 5 年前に、1 株当たりの純資産額に株式数を乗じた金額で N 社株式を取得した。N 社の業績は、取得後 20X1 年 12 月期までは好調であった。</p> <p><b>【N 社の直近の状況(20X2 年 12 月期)と J 社の 20X3 年 3 月期の会計処理】</b><br/>20X2 年 12 月期において N 社の業績は著しく悪化しており(取得原価 100 百万円に対し、簿価純資産持分額 45 百万円)、20X3 年 1 月以降財政状態に重要な影響を及ぼす事項がないと判断した。このため、⑥ まで ⑦ する。</p>                                           |

**問 4** **問 3** の J 社は、K 社、L 社及び M 社の 3 社を連結し、各社の事業をそれぞれ個別の事業セグメントと識別した上で、過年度に続き 20X3 年 3 月期においても、量的基準(セグメント会計基準第 12 項)により J 社の J 事業、K 社の K 事業及び L 社の L 事業を報告セグメントとし、M 社の M 事業については「その他」に含めて開示する予定である。以下の①及び②の各設問に答えなさい。

- ① 20X4 年 3 月期において、L 社の L 事業は報告セグメントとして開示が求められる量的基準を満たさない見込みである。**問 3** の[資料]における L 社の状況を考慮の上、20X4 年 3 月期において L 事業を報告セグメントとして開示するか否かを検討するに当たり、どのような点を考慮すべきか答えなさい。なお、他の事業に重要な変動はない。
- ② L 事業を 20X4 年 3 月期から「その他」に含めて開示すると判断した場合には、20X4 年 3 月期にどのような開示が求められるか答えなさい。

# 令和6年度修了考査 試験問題

## 第三問・第四問 監査に関する理論及び実務

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子は、1頁から15頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 3 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 4 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限りません。
- 5 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 6 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 7 解答に当たり適用すべき法令等は、令和6年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 10 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切ってください。
- 11 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限り。並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 12 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 13 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 14 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。この場合、最長3年間、修了考査の受験が禁止されます。



令和6年度修了

令和6年度修了

令和6年度修了

### 第三問 (150点)

**問題 1** 会計上の見積りの監査に関し、以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

**問 1** 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」では、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクへのリスク対応手続に三つのアプローチがある。この三つのアプローチを答えなさい。

**問 2** あなたは当期、通信機器販売事業を営む A 株式会社(以下「A 社」という。)の監査チームの主査を担当し、A 社の行った営業循環過程から外れた商品の評価についての妥当性を検討している。

以下の[資料 1]及び[資料 2]に基づいた A 社の商品評価について、あなたはどのような事項を検討すべきか、評価対象及び評価基準の観点から、それぞれ一つあなたの考えを述べなさい。なお、[資料 2]の正確性及び網羅性は確認されており、また、在庫移動は行われていない。

#### [資料 1] A 社の在庫評価ルールの特典

- ・ 期末日前 1 年間販売実績がない在庫を「営業循環過程から外れた商品(滞留在庫)」とする。
- ・ 上記商品の選定は、当期の商品別売買利益表で行う。
- ・ 選定された商品の評価額は、当期以後 5 年間、每期、取得原価の 5 分の 1 ずつを、定期的に切り下げた金額とする。

#### [資料 2] 当期の商品別売買利益表の特典

(単位：千円)

| 商品名 | 売上          | 売上原価        | 粗利益 | 評価減前<br>在庫金額 | 滞留在庫<br>判定 |
|-----|-------------|-------------|-----|--------------|------------|
| イ   | (100) 1,500 | (100) 1,200 | 300 | ( 40) 480    | —          |
| ロ   | ( 1) 60     | ( 1) 48     | 12  | ( 95) 4,560  | —          |
| ハ   | ( 0) —      | ( 0) —      | —   | ( 20) 320    | ○          |
| ⋮   | ⋮           | ⋮           | ⋮   | ⋮            | ⋮          |

(注)( )は数量

**問 3** あなたは、機器卸を営む B 株式会社(以下「B 社」という。)の 20X4 年 3 月期に係る繰延税金資産の回収可能性の検討のために、B 社の担当者から[資料 3]を入手し、翌期以降 5 年間の課税所得の見積りの基礎となる売上予算の合理性を検討している。以下の各設問に答えなさい。

(1) [資料 3] 2 の予算 1 年目から予算 3 年目までの実行可能性を評価するために、あなたが実施すべきと考える監査手続を二つ答えなさい。

(2) あなたは、[資料 3] 2 の中期経営計画がない予算 4 年目及び予算 5 年目について経営者に対してヒヤリングをした結果、経営者は特段の検討をせず、予算 3 年目の対前年増加率を継続しており、見積りの不確実性への対処を適切に行っていないと判断した。経営者に対し追加的にどのようなことを要請するか一つ答えなさい。

**[資料 3] 過去 3 年及び当期の概要と翌期以降 5 年の売上予算**

|                                                                                                                                                  |             |             |             |                     |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|
| 1. 過去 3 年及び当期の予算と実績                                                                                                                              |             |             |             |                     | (単位：百万円)    |
| 年度                                                                                                                                               | 20X1 年 3 月期 | 20X2 年 3 月期 | 20X3 年 3 月期 | 20X4 年 3 月期<br>(当期) |             |
| 売上実績                                                                                                                                             | 8,000       | 4,000       | 7,500       | 3,800               |             |
| 売上予算                                                                                                                                             | 7,800       | 5,000       | 7,200       | 6,000               |             |
| 達成率                                                                                                                                              | 103 %       | 80 %        | 104 %       | 63 %                |             |
| <p>・ 過去 3 年及び当期の業績の概要</p> <p>20X1 年 3 月期は大型商品を多く受注した結果、販売が伸びた。他方、20X2 年 3 月期は、その反動で大きく下げた。また、20X3 年 3 月期も大型商品の受注があったが、20X4 年 3 月期は受注が減少している。</p> |             |             |             |                     |             |
| 2. 翌期以降 5 年の売上予算                                                                                                                                 |             |             |             |                     | (単位：百万円)    |
|                                                                                                                                                  | 予算 1 年目     | 予算 2 年目     | 予算 3 年目     | 予算 4 年目             | 予算 5 年目     |
| 年度                                                                                                                                               | 20X5 年 3 月期 | 20X6 年 3 月期 | 20X7 年 3 月期 | 20X8 年 3 月期         | 20X9 年 3 月期 |
| 売上予算                                                                                                                                             | 4,000       | 5,900       | 6,490       | 7,139               | 7,853       |
| 対前年増加率                                                                                                                                           | 5 %         | 48 %        | 10 %        | 10 %                | 10 %        |
| <p>・ 予算 1 年目の対前年増加率は、当期の売上実績 3,800 百万円をベースに算定している。</p>                                                                                           |             |             |             |                     |             |

### 3. 翌期以降5年の売上予算に関する説明

- ・大型商品を中心とした営業では業績が安定しないため、将来の需要動向も考慮の上、中型新商品を主力商品として積算した予算である。中型新商品は、テスト販売において期待以上の成果を上げている。しかし、部品不足によるメーカー側の生産遅延を原因として、入荷が遅れている。これについては、メーカー側から20X4年8月から安定供給できる見込みであるとの報告を受けており、その結果として予算達成可能と判断している。
- ・当期売上実績3,800百万円を基礎に、上述の中型新商品販売を拡大させる方針で予算3年目まで作成しており、取締役会で中期経営計画として承認を受けている。
- ・中期経営計画がない予算4年目及び予算5年目は、予算3年目と同じ増加率を設定している。

**問題 2** 重要な虚偽表示リスクに関する以下の **問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

**問 1** 重要な虚偽表示リスクの識別では、以下の[資料1]のとおり、統制リスクを考慮していない。その理由を一つ答えなさい。

**[資料1] 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」A174 一部抜粋**

重要な虚偽表示リスクの識別は、関連する内部統制を考慮する前に実施され(すなわち、固有リスク)、発生する可能性と発生した場合に重要となる可能性が合理的にあり得る虚偽表示に関する監査人の予備的な検討に基づいている。

**問 2** 固有リスク要因について、次の文中の **①** から **⑤** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、選択肢は1回しか使えない。

「固有リスク要因」-関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴をいう。固有リスク要因は **①** 又は **②** な要因であり、複雑性、**③**、(a)変化、**④**、**⑤** 又はその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさを含んでいる。

**[選択肢]**

(ア)不確実性 (イ)適切性 (ウ)意図的 (エ)経営者の偏向 (オ)定量的  
(カ)主観性 (キ)定性的 (ク)困難性 (ケ)中立性 (コ)制約

**問 3** 上記 **問 2** の(a)変化が固有リスクに影響を及ぼす場合として、あなたが考える①事象又は状況の例示と、②その例示が生じた場合に影響を受ける虚偽表示リスクの組合せを二組答えなさい。

**問 4** 監査チームは、勘定残高に係るアサーションについて、固有リスクを「高リスク」と評価し、内部統制に依拠しない実証手続を計画した。この場合、重要な虚偽表示リスクはどの程度と評価されるか、その理由とともに答えなさい。

**問 5** 以下の[資料2]に記載の監査基準報告書のとおり、重要な虚偽表示リスクを識別していない場合であっても、実証手続の立案及び実施を要求されるケースがある。その理由について、次の①から④に当てはまる適切な語句を答えなさい。

- ・ 監査人のリスク評価が①に基づくものであり重要な虚偽表示リスクの全てを②していない場合があるため。
- ・ ③には経営者による③の無効化を含む固有の④があるため。

**[資料2] 監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」17 一部抜粋**

監査人は、関連するアサーションを識別していない(重要な虚偽表示リスクを識別していない)が重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項に対する実証手続を立案し実施しなければならない。

**問題 3** 監査基準報告書 500 実務指針第 1 号「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」(以下「実務指針 1 号」という。)は、監査人が監査の過程で入手する監査証拠が、イメージ文書で提供される場合に係る実務上の指針を取りまとめたものである。[資料 1]を読み、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**[資料 1] 実務指針 1 号 一部抜粋**

- ・ イメージ文書とは、情報システムの使用により可読性のある電子データであり、書面の取引証憑と同様の記載内容を保っているデータをいう。ファイル形式としては、PDF ファイルや他の画像ファイル(BMP、TIFF、JPEG、PNG 等)を想定している。
- ・ イメージ文書には、取引情報の授受を一貫して電子データで行う電子取引において作成されるイメージ文書と、取引情報の授受を書面で行った上でその書面を電子的に保存するために作成されるイメージ文書があり、本実務指針はこの両方を対象としている。
- ・ 原本とは、イメージ文書に変換する前の元になったものであり、書面又は情報システムから出力された可読性のある電子データをいう。
- ・ 書面とは、書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- ・ 原本である書面を電子化する場合には、企業に関連する法令等に従って電子化する場合と、監査の過程で監査人が依頼したことで電子化される場合があり、本実務指針はこの両方を対象としている。
- ・ 電子取引とは、取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

**問 1** 実務指針1号では、「電子データであっても、EDI(Electronic Data Interchange)取引等によって情報システムで生成される一覧型のシステム取引データは、イメージ文書とは異なる監査上のリスクを考慮する必要がある、従前からの監査手続により対応が図られていることから、本実務指針の対象としていない。」との記載がある。ここでいう「従前からの監査手続」とは何か、答えなさい。

**問 2** 監査チームは、被監査会社C株式会社(以下「C社」という。)の業務委託費の監査を計画している。業務委託費の検証に用いる証憑に対しては、C社のイメージ文書に関する内部統制に依拠せず、C社から監査チームが電子メールで入手したイメージ文書の信頼性を確かめるための直接的なテストを検討している。

以下の[資料2]の「監査チームが電子メールで入手したイメージ文書」欄に記載の(a)に関し、考えられる手続を二つ答えなさい。なお、監査チームは、[資料2]の業務委託契約の実態を確かめるために、業務委託契約の成果物に関する報告書の写し(書面)を本社往査時に入手している。

**[資料2]**

| 業務委託先からの資料  | 業務委託先からの受領方法 | C社での保管方法              | 監査チームが電子メールで入手したイメージ文書 |
|-------------|--------------|-----------------------|------------------------|
| PDF 月次請求明細書 | 電子メール        | PDF 月次請求明細書を自社サーバーに保管 | (a)PDF 月次請求明細書の複製データ   |



**問題 4** D 株式会社(以下「D 社」という。)の IT の利用から生じるリスクに関連して、以下の

**問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** あなたは、D 社担当者から、[資料 1]に記載の各業務実施者に購買システムログイン用の ID 及びパスワードを付与してアクセス制限を設定しているとの説明を受けた。

No.3 の検収担当者に関する購買システムのアクセス制限を検証するために、以下の①及び②についてあなたが考える手順をそれぞれ一つ答えなさい。なお、パスワードの複雑性及び定期的更新並びにオペレーティング・システムへのログインは考慮しない。

- ① 認証に関する監査手続
- ② 職務の分離に関する監査手続

[資料 1] D 社が作成した購買プロセスに関する業務記述書(一部抜粋)

|      | 担当  | 業務実施者 | 業務内容                                        |
|------|-----|-------|---------------------------------------------|
| No.1 | 資材課 | 資材担当者 | 購入依頼画面で購入依頼データを作成し、購買課に転送                   |
| No.2 | 購買課 | 発注責任者 | 購入依頼データの内容を発注承認画面で承認後、当該データを発注データに更新し仕入先に送信 |
| No.3 | 検収課 | 検収担当者 | 検品後、検収報告画面で発注データを呼びだし、検収済フラグを立てる            |

**問 2** D 社では、ウェブから社内ネットワークへ不正侵入され、生産管理システムに障害が発生した。当該サイバー事故に関し、あなたは、経営者が依頼した専門家が作成した調査報告書を受領した。当該調査報告書の閲覧に際し、社内ネットワークとの接続の点において、財務報告に影響を及ぼす可能性を評価するためにあなたが着目する内容を一つ答えなさい。なお、経営者が依頼した専門家の業務の適切性等に関しては、問題はない。

(満点 300点) { 第三問とあわせ }  
時 間 3時間

## 第 四 問 (150 点)

**問題 1** あなたは 20X1 年 3 月期から、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の主査を新たに担当することが予定されている。そこで、監査現場をリードしていくために、監査業務の一連の手續について検討することにした。以下の **問 1** から **問 7** の各設問に答えなさい。

**問 1** 詳細な監査計画を作成するに当たり、重要な虚偽表示リスクの識別と評価を実施する前に検討すべき項目を二つ答えなさい。

**問 2** 特別な検討を必要とするリスクは、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスクであるが、その評価に当たって考慮する事項を二つ答えなさい。

**問 3** グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細な監査計画の作成に当たり、構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与することができるかどうかを評価しなければならないが、その評価に当たって考慮する事項を一つ答えなさい。

**問 4** 内部統制のデザインと業務への適用についてのリスク評価手續として、通常、質問のみでは目的を十分に果たせないと考えられるが、あなたは他にどのような手續を実施すべきと考えるか一つ答えなさい。

**問 5** 実証手續のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できない代表的なケースを二つ答えなさい。

**問 6** 実証手續を進めた結果、監査の過程で集計した虚偽表示の合計が重要性の基準値に近づいている場合、監査の基本的な方針及び詳細な監査計画の修正の要否を検討することがあるが、その理由を「未発見の虚偽表示」の語句を使用して説明しなさい。

**問 7** 後発事象を網羅的に識別し、十分かつ適切な監査証拠を入手するために実施しなければならない監査手續を一つ答えなさい。なお、経営者確認書の入手は除く。

**問題 2** 監査人は、不正リスクを常に留意し、職業的懐疑心を保持・発揮しながら監査を実施しなければならない。それに当たっては、公表されている不正事例並びに不正に利用される可能性のある一般的かつ企業の属する産業特有の取引慣行を理解するとともに、監査対象会社では、不正がどのようなタイミングで、また具体的にどのような形で発現し得るかを考察し、適切に対応する監査手続を実施する必要がある。以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 以下は、各勘定科目の監査担当者が監査手続を実施した後、監査責任者の査閲で指摘を受けて、監査担当者が認識していた内容とは異なる事実が判明した事例である。(事例1)から(事例3)を読み、あなたが当該勘定科目の監査担当者であったら、どのようなリスク識別及び対応手続を実施すべきであったと考えるか、それぞれ簡潔に述べなさい。

(事例1) 棚卸資産に計上されている保有不動産の評価の妥当性を検討するため、金額的に重要性のある不動産については、会社が依頼した不動産鑑定事務所からの不動産鑑定評価書を入手して、当該不動産の帳簿価額に比べて不動産鑑定評価額が上回っていることを確認した。また、不動産開発部門の担当者にヒアリングを実施し、不動産の販売見込みにも問題ない旨の説明を受けた。その結果、「会社の評価は適正に行われている。」と監査担当者は結論付けた。

監査責任者の査閲で指摘を受けて再検討した結果、不動産鑑定評価書で利用された各種仮定が異常であることが判明した。また、当該不動産の土地の形状が特殊で、買い手が容易に見つからない状況であることが分かった。

(事例2) 会社はソフトウェアの受託開発を行っており、収益認識については一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法(進捗度は発生コストによるインプット法)を採用していた。売上高を検討するため、見積りコスト総額については、開発開始時に会社が作成した開発予算書と突合し、その他の計算要素にも問題がなかったことから、「売上高は適正に計上されている。」と監査担当者は結論付けた。

監査責任者の査閲で指摘を受けて再検討した結果、委託先から期中において追加対応を無償で求められており、当該コストを織り込むと見積りコスト総額が大きく膨らむことが判明した。

(事例3) 商品残高の实在性を検討するため、期末日時点の实地棚卸の立会を実施した。实地棚卸は、棚卸原票を利用しており、カウント数量を記入した棚卸原票を商品に添付し、棚卸完了後に全て回収する方法で実施された。カウントが一通り完了したところで、会社担当者から「終電の発車時刻が迫っている。」と言われたため、棚卸原票の回収前であったが、テ

ストカウントを実施した5件のデータを入手し、帰路につくこととした。その後、本社にて当該5件のデータが帳簿数量と一致していたことを確認できたことから、「商品残高の実在性は適正である。」と監査担当者は結論付けた。

監査責任者の査閲で指摘を受けて再検討した結果、未使用の棚卸原票の数枚を利用して架空商品が多額に計上されていることが判明した。

**問 2** 企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準」では、矛盾した監査証拠があった場合等の監査手続の実施に関して、以下のように定めている。空欄( a )から( e )に当てはまる語句を、以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、選択肢は1回しか使えない。

#### 矛盾した監査証拠があった場合等の監査手続の実施

監査人は、監査実施の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が( a )ではないと疑われる場合、又は文言が( b )から変更されていると疑われる場合、また、矛盾した監査証拠が発見された場合には、監査手続の( c )又は追加(例えば、第三者への( d )確認、( e )の利用等)が必要であるかを判断しなければならない。

#### [選択肢]

|        |       |       |         |          |
|--------|-------|-------|---------|----------|
| (ア)決算書 | (イ)帳簿 | (ウ)虚偽 | (エ)重要性  | (オ)間接    |
| (カ)専門家 | (キ)真正 | (ク)金額 | (ケ)会社役員 | (コ)後(あと) |
| (サ)変更  | (シ)直接 | (ス)継続 |         |          |

**問題 3**

あなたは、A 株式会社(以下「A 社」という。)の 20X2 年 6 月期に係る会社法及び金融商品取引法の監査の主査を担当している。A 社の概況は以下のとおりである。

- ・ 3 年前に東京証券取引所への上場を果たし、主にマーケティング調査業務を手掛ける。
- ・ 顧客は、個人消費者に商品を販売する B to C 系の企業が多い。
- ・ マーケティング調査の業界は比較的参入障壁が低く、上場後も他社との競争は激しい。
- ・ 東京本社のほか、名古屋、大阪、福岡に 3 支店を構える。
- ・ マーケティング調査は対象となる分野ごとに社内でチームが編成され、およそ 1 か月から 2 か月程度で調査を実施し、取りまとめた上で調査報告書として顧客に納品している。
- ・ 売上高については、顧客からの受領書の入手をもって営業担当者が販売システムに売上登録し、その後、1 か月分の売上高合計金額を経理部が会計システムに入力することにより計上される。

あなたは、A 社から 20X2 年 6 月期の決算数値が確定した旨の連絡を受け、A 社に往査した。20X1 年 6 月期及び 20X2 年 6 月期の財務諸表並びに 20X2 年 6 月期に係る当初の公表予算は、以下の[資料 1]のとおりである。これらに基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

[資料 1] A 社の損益計算書、貸借対照表及び 20X2 年 6 月期の公表予算

|              | 損益計算書       |             |                       |
|--------------|-------------|-------------|-----------------------|
|              | 20X1 年 6 月期 | 20X2 年 6 月期 | 20X2 年 6 月期<br>(公表予算) |
| 売上高          | 2,258       | 2,422       | 2,300                 |
| 売上原価         | 1,882       | 1,857       | (未公表)                 |
| 売上総利益        | 376         | 565         | (未公表)                 |
| 販売費及び一般管理費   | 449         | 451         | (未公表)                 |
| 営業利益         | △73         | 114         | 100                   |
| 営業外収益        | 1           | 2           | (未公表)                 |
| 営業外費用        | 31          | 29          | (未公表)                 |
| 経常利益         | △103        | 87          | 80                    |
| 特別利益         | 3           | 3           | (未公表)                 |
| 特別損失         | —           | 5           | (未公表)                 |
| 税引前当期純利益     | △100        | 85          | 80                    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1           | 25          | (未公表)                 |
| 法人税等調整額      | 1           | 2           | (未公表)                 |
| 当期純利益        | △100        | 62          | 60                    |

**貸借対照表**

(単位：百万円)

|                 | 20X1年<br>6月期 | 20X2年<br>6月期 |                 | 20X1年<br>6月期 | 20X2年<br>6月期 |
|-----------------|--------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|
| <b>資産の部</b>     | <b>2,912</b> | <b>4,575</b> | <b>負債の部</b>     | <b>1,814</b> | <b>1,914</b> |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,049</b> | <b>1,331</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,122</b> | <b>1,312</b> |
| 現金預金            | 210          | 238          | 買掛金             | 575          | 543          |
| 売掛金             | 630          | 848          | 短期借入金           | 90           | 190          |
| 仕掛品             | 189          | 222          | 未払金             | 231          | 282          |
| 前払費用            | 11           | 12           | 未払費用            | 132          | 195          |
| その他             | 11           | 14           | 賞与引当金           | 70           | 77           |
| 貸倒引当金           | △2           | △3           | その他             | 24           | 25           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,863</b> | <b>3,244</b> | <b>固定負債</b>     | <b>692</b>   | <b>602</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>43</b>    | <b>34</b>    | 長期借入金           | 682          | 592          |
| 建物              | 28           | 23           | その他             | 10           | 10           |
| 工具器具備品          | 15           | 11           | <b>純資産の部</b>    | <b>1,098</b> | <b>2,661</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>745</b>   | <b>2,129</b> | <b>株主資本</b>     | <b>1,096</b> | <b>2,658</b> |
| ソフトウェア          | 670          | 554          | <b>資本金</b>      | <b>1,040</b> | <b>2,540</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 75           | 1,575        | <b>利益剰余金</b>    | <b>56</b>    | <b>118</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,075</b> | <b>1,081</b> | 利益準備金           | 22           | 22           |
| 投資有価証券          | 666          | 667          | その他利益剰余金        | 34           | 96           |
| 敷金保証金           | 20           | 20           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>2</b>     | <b>3</b>     |
| 長期前払費用          | 20           | 18           | その他有価証券評価差額金    | 2            | 3            |
| 繰延税金資産          | 318          | 320          |                 |              |              |
| その他             | 51           | 56           |                 |              |              |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,912</b> | <b>4,575</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>2,912</b> | <b>4,575</b> |

**問 1**

あなたは、上記[資料 1]に掲げる財務諸表を閲覧し、A社が翌期に予定している M&A に充当する目的で 20X2 年 5 月に 1,500 百万円の増資を実施したにもかかわらず、現金預金の残高が少ないとの印象を持った。財務諸表の比較分析から、あなたの想定する不正リスクを一つ答えなさい。

**問 2** あなたは、A社に往査した際に、併せて販売システムから作成した[資料2]を入手した。  
 なお、上記[資料1]は、会計システムから作成したものである。当該月次推移表を閲覧した  
 結果、あなたが識別するリスクを二つ挙げ、理由を付して答えなさい。

[資料2] 20X2年6月期の本社支店別売上月次推移表

(単位：百万円)

|       | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 実績計<br>(上期) | 予算計<br>(上期) |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-------------|
| 東京本社  | 52  | 63  | 77  | 78  | 69  | 65  | 404         | 400         |
| 名古屋支店 | 38  | 40  | 41  | 41  | 46  | 45  | 251         | 250         |
| 大阪支店  | 40  | 41  | 41  | 52  | 38  | 30  | 242         | 250         |
| 福岡支店  | 10  | 16  | 23  | 14  | 15  | 23  | 101         | 100         |
| 全社    | 140 | 160 | 182 | 185 | 168 | 163 | 998         | 1,000       |

|       | 1月  | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  | 6月  | 実績計<br>(下期) | 予算計<br>(下期) | 実績計<br>(年間) | 予算計<br>(年間) |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 東京本社  | 77  | 89  | 70  | 92  | 99  | 96  | 523         | 530         | 927         | 930         |
| 名古屋支店 | 45  | 40  | 34  | 41  | 40  | 101 | 301         | 270         | 552         | 520         |
| 大阪支店  | 55  | 54  | 62  | 72  | 65  | 66  | 374         | 370         | 616         | 620         |
| 福岡支店  | 10  | 18  | 23  | 24  | 27  | 24  | 126         | 130         | 227         | 230         |
| 全社    | 187 | 201 | 189 | 229 | 231 | 287 | 1,324       | 1,300       | 2,322       | 2,300       |

**問 3** 監査チームの売上高に係る監査担当者は、期末監査の作業に入る前に、1年間の売上高の  
 妥当性の検証を実施している。そこでは、期初に計画した監査サンプリング手法によって、  
 抽出された個別の取引に関し、顧客からの受領書との突合及び入金確認を行うことで「適正  
 である。」と結論付けている。

しかし、当該サンプルのうち、6月の取引1件(金額35百万円)に関しては、翌期7月に  
 入金予定であったところ、「先方の資金繰りの都合で入金が遅れている。」との説明が当該顧  
 客を担当する営業担当者から監査チームにあった。

あなたは、上記 **問 2** におけるリスク識別も勘案し、売上高に係る上記結論が妥当でな  
 いと考えた。その理由及び当該監査担当者に指示すべき追加手続を三つ答えなさい。

**問 4** あなたは、監査チームのスタッフが作成した買掛金に係る調書を査閲している。名古屋支店に関する調書は以下の[資料3]のとおりであるが、追加でどのような手続をスタッフに指示するか、理由を付して答えなさい。なお、名古屋支店では、同一の外注先を利用する方針であると聞いている。

**[資料3] 買掛金に係る調書(名古屋支店分抜粋)**

| <b>【調書名】</b>                 | 買掛金残高(名古屋支店)の検討                                                                                                                                 |       |     |     |       |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|-----|-------|
| <b>【目的】</b>                  | 名古屋支店に係る買掛金が網羅的に計上されていることを検証する。                                                                                                                 |       |     |     |       |
| <b>【結論】</b>                  | 買掛金残高(名古屋支店)は網羅的に計上されている。                                                                                                                       |       |     |     |       |
| <b>【実施手続】</b>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① ✓：外注先からの請求書を集計して突合した。</li> <li>② 前々期末、前期末の残高については過年度調書と突合した。</li> <li>③ 合計については計算チェックを実施した。</li> </ul> |       |     |     |       |
| (以下は会社作成「20X2年6月末買掛金明細」から転記) |                                                                                                                                                 |       |     |     |       |
| (単位：百万円)                     |                                                                                                                                                 |       |     |     |       |
| No.                          | 外注会社名                                                                                                                                           | 買掛金残高 |     |     | 実施手続① |
|                              |                                                                                                                                                 | 前々期末  | 前期末 | 当期末 |       |
| 1                            | 未来マーケティング(株)                                                                                                                                    | 31    | 41  | 33  | ✓     |
| 2                            | (株)顧客ターゲット                                                                                                                                      | 35    | 40  | —   |       |
| 3                            | (株)名古屋調査                                                                                                                                        | 20    | 25  | 28  | ✓     |
| 4                            | 中部マーケ(株)                                                                                                                                        | 12    | 15  | 18  | ✓     |
| 5                            | ABCコンサルティング(株)                                                                                                                                  | 10    | 15  | 14  | ✓     |
|                              | 合 計                                                                                                                                             | 108   | 136 | 93  |       |



# 令和6年度修了考査 試験問題

## 第五問・第六問 税に関する理論及び実務

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子は、1頁から20頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 3 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 4 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限りません。
- 5 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 6 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 7 解答に当たり適用すべき法令等は、令和6年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 10 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切ってください。
- 11 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 12 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 13 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 14 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。この場合、最長3年間、修了考査の受験が禁止されます。

令和6年度修了

令和6年度修了

令和6年度修了

(満点 300点) { 第六問とあわせ }  
時間 3時間

## 第五問 (150点)

以下の **問題 1** から **問題 4** の各設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従いなさい。

### [解答上の留意事項]

1. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて計算しなさい。
2. 過去の確定申告は、問題文に記載されている事項を除き、全て適法になされている。
3. 確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続並びに帳簿の保存等は、いずれも適法に行われている。
4. 問題文に記載されている事項以外は考慮しない。
5. 別途の指示がない限り、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。
6. 別途の指示がない限り、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。

**問題 1** A 株式会社(以下「当社」という。)は、同族会社(法人株主はいない。)であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。

当社の当期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の法人税の確定申告について、以下の[資料1]から[資料10]に基づき、[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]の①から⑯の金額を答案用紙の解答欄の「総額」欄及び「処分」欄にそれぞれ記入して答えなさい。

ただし、「総額」欄と「処分」欄に記載する金額が同額である場合は、該当する「処分」欄(「留保」列、又は、「社外流出」列)に「○」を記入しなさい。また、金額が0円るとき又は該当がないときは「総額」欄に「なし」と記入し、「処分」欄には何も記入しない。なお、問題用紙の計算書、明細書、別表等は簡略化し、一部変更したものである。

[所得の金額の計算に関する明細書(別表四・抜粋)]

(単位：円)

| 区 分             |                                           | 金額         |
|-----------------|-------------------------------------------|------------|
| 当期利益又は当期欠損の額    |                                           | ①          |
| 加<br>算          | 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)                | ②          |
|                 | 損金経理をした道府県民税及び市町村民税                       | ***        |
|                 | 損金経理をした納税充当金                              | ③          |
|                 | 損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税 | ④          |
|                 | 役員給与の損金不算入額                               | ⑤          |
|                 | 出向負担金否認                                   | ⑥          |
|                 | 未払賞与否認                                    | ⑦          |
|                 | 未払賞与社会保険料否認                               | ⑧          |
|                 | 未払事業所税の損金不算入額                             | ⑨          |
|                 | 交際費等の損金不算入額                               | ⑩          |
|                 | 減価償却の償却超過額                                | ⑪          |
|                 | その他加算する項目                                 | ***        |
|                 | 小 計                                       |            |
| 減<br>算          | 納税充当金から支出した事業税等の金額                        | ⑫          |
|                 | 受取配当等の益金不算入額                              | ⑬          |
|                 | 法人税等調整額                                   | ⑭          |
|                 | 譲渡損益調整勘定繰入額                               | ⑮          |
|                 | その他減算する項目                                 | ***        |
| 小 計             |                                           | ***        |
| 仮 計             |                                           | 72,000,000 |
| 寄附金の損金不算入額      |                                           | ***        |
| 法人税額から控除される所得税額 |                                           | ⑯          |
| 所得金額又は欠損金額      |                                           | ***        |

**[資料1] 当社の概要、会計及び税務処理に関する事項**

1. 資本金 20,000,000 円、資本準備金 0 円、資本金等の額 20,000,000 円
2. 事業内容 雑貨等の小売業
3. 前期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)以前から繰り越された青色欠損金はない。
4. 消費税等について税抜経理方式を採用している。また、簡易課税制度を採用していない。
5. 当社は、平成26年4月1日に、B株式会社(以下「B社」という。)を設立した。B社は、内国法人であり、設立以来、当社の完全支配関係にある子会社である。
6. 当社は、グループ通算制度を適用していない。

**[資料2] 計算書類に関する事項**

|                |               |
|----------------|---------------|
| 1. 損益計算書(一部抜粋) | (単位：円)        |
| 税引前当期純利益       | 95,166,700    |
| 法人税、住民税及び事業税   | (注)26,456,200 |
| 法人税等調整額        | △1,740,000    |
| 当期純利益          | 70,450,500    |

(注)法人税、住民税及び事業税の内訳は以下のとおりである。

|                  |            |
|------------------|------------|
| 中間納付法人税及び地方法人税   | 5,395,700  |
| 中間納付道府県民税及び市町村民税 | 545,900    |
| 中間納付事業税及び特別法人事業税 | 2,014,600  |
| 期末決算整理による見積計上額   | 18,500,000 |
| 計                | 26,456,200 |

2. 個別注記表(一部抜粋)

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和6年6月27日の定時株主総会にて、次のとおり決議された。

配当金の総額 4,500,000 円 配当の原資 利益剰余金

基準日 令和6年3月31日 効力発生日 令和6年6月28日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

令和7年6月26日開催予定の定時株主総会にて、次のとおり決議を予定している。

配当金の総額 5,500,000 円 配当の原資 利益剰余金

基準日 令和7年3月31日 効力発生日 令和7年6月27日

**[資料3] 租税公課の納付状況**

1. 当期中の法人税等の納付状況は、以下の[租税公課の納付状況等に関する明細書(別表五(二)・抜粋)]のとおりである。

なお、「法人税」には地方法人税を含み、「住民税」は道府県民税と市町村民税を合算したものであり、「事業税」には特別法人事業税を含む。

**[租税公課の納付状況等に関する明細書(別表五(二)・抜粋)]**

(単位：円)

| 税目及び事業年度 |     | 期首現在<br>未納税額 | 当期発生税額    | 当期中の納付税額        |               |               |
|----------|-----|--------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|
|          |     |              |           | 充当金取崩し<br>による納付 | 仮払経理<br>による納付 | 損金経理<br>による納付 |
| 法人税      | 前期分 | 10,791,700   |           | 10,791,700      |               |               |
|          | 当期分 | 中間           | 5,395,700 |                 |               | 5,395,700     |
|          |     | 確定           |           | ***             |               |               |
| 住民税      | 前期分 | 1,092,100    |           | 1,092,100       |               |               |
|          | 当期分 | 中間           | 545,900   |                 |               | 545,900       |
|          |     | 確定           |           | ***             |               |               |
| 事業税      | 前期分 |              | 4,029,400 | 4,029,400       |               |               |
|          | 当期分 | 中間           | 2,014,600 |                 |               | 2,014,600     |

2. 当期中に租税公課として損金経理したものは、上記1及び[資料6]に記載のもの以外は、以下のとおりである。

- |                                                  |          |
|--------------------------------------------------|----------|
| (1) 固定資産税(賦課決定日に一括して損金計上)                        | 882,000円 |
| (2) 申告期限が未到来の当期の事業所税<br>(販売費及び一般管理費として、期末に未払金計上) | 330,000円 |
| (3) 源泉所得税に係る不納付加算税                               | 85,000円  |
| (4) 源泉所得税に係る延滞税                                  | 15,000円  |

**[資料4] B社に対する固定資産譲渡に関する事項**

当社は、平成28年9月1日に取得した土地(帳簿価額8,500,000円)を、令和6年7月31日に、B社へ21,500,000円で譲渡した。この譲渡価額は、第三者である不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて決定された価額である。これに関し、当社は固定資産売却益13,000,000円を特別利益に計上している。

#### [資料5] B社への出向者に対する較差補てん金に関する事項

当社は、当社の従業員3名をB社に出向させている。出向者は、全員B社の業務に100%従事している。当社とB社との給与条件の較差を補てんするため、当社は、当期中に、給料の当期分差額4,320,000円及び賞与の当期分差額510,000円をB社に支払っている。当社は、これらの支払時に出向負担金として全額を損金経理している。

#### [資料6] 受取配当等に関する事項

当期末に有する有価証券及びその配当等に関する事項は次のとおりである。以下の配当に係る源泉所得税額及び復興特別所得税額は、全て租税公課勘定に計上されている。なお、以下の保有する株式は売買目的有価証券に該当するものではない。

##### 1. B社株式

B社は、設立以来、配当を行っていない。

##### 2. C社株式

C株式会社(以下「C社」という。)は、内国法人である。

C社株式に係る配当は、期末配当250,000円(基準日:令和6年3月31日)及び中間配当250,000円(基準日:令和6年9月30日)である。いずれも、原資は利益剰余金であり、源泉所得税額及び復興特別所得税額38,287円の控除前の金額である。なお、この期末配当の直前の配当に係る基準日は令和5年9月30日であった。

当社が有するC社株式は、全て、令和2年10月1日に取得したものである。また、当社のC社株式の保有割合は、取得以来3%である。なお、B社は、C社株式を保有したことがない。

#### [資料7] 役員給与に関する事項

##### 1. 代表取締役に関する事項

当社は、令和6年6月27日開催の定時株主総会後の取締役会において、代表取締役に対して令和6年7月以降支給する定期同額給与を、前期と同額の月額1,800,000円と決定した。しかし、会社の業績が好調であったことから、令和7年1月から、その支給額を月額2,400,000円に変更している。当社は、役員給与として全額を損金経理している。なお、増額後の役員給与は不相当に高額ではない。

##### 2. 監査役に関する事項

当社の監査役は非常勤の1名であり、給与は令和6年6月及び12月に200,000円ずつ年間400,000円を支払い、役員給与として全額を損金経理している。なお、当社の役員に対する給与は株主総会で支給限度額の承認を得ており、監査役への給与金額はその範囲内で適正と認められる金額であり、不相当に高額ではない。また、事前確定届出給与の届出は行っていない。

#### [資料8] 従業員賞与に関する事項

当社は、令和7年4月25日に支給する従業員への賞与12,000,000円を未払賞与として当期に損金経理した。当該賞与については、個人別の支給額を、各人別に、かつ支給を受ける全従業員に、令和7年3月28日に通知した。なお、当該賞与は、支給日に在籍しない者へも支給するものである。当該賞与12,000,000円は支給予定日に前述の通知を受けた全従業員に全額支給された。

また、当該賞与に対応する社会保険料1,950,000円を未払費用として当期に損金経理した。

#### [資料9] 交際費等に関する事項

当期の販売費及び一般管理費の区分に交際費として9,280,000円計上されており、全て交際費等に該当する。また、販売費及び一般管理費のうち、広告宣伝費勘定及び旅費交通費勘定に、以下の取引が計上されている。その他の勘定科目には、交際費等に該当する取引はない。

1. 広告宣伝費勘定に以下の取引が含まれている。

|                                                                 |          |
|-----------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 当社が不特定多数の顧客に配布する手帳100冊の購入費用                                 | 122,000円 |
| (2) 当社があらかじめ公表した内容に基づき、当社商品を購入した一般消費者を対象にして、抽選により景品を交付したことに係る費用 | 275,000円 |

2. 旅費交通費勘定に以下の取引が含まれている。

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 得意先を接待した従業員の帰宅のために要したタクシー代    | 85,000円 |
| (2) 仕入先から接待を受けた従業員の帰宅のために要したタクシー代 | 5,000円  |

#### [資料10] 消費税の免税事業者との取引に関する事項

当社は、令和6年10月1日に消費税の免税事業者から国内の店舗用の建物Dを取得し、その対価として8,800,000円を支払い、当該取引について支払対価の額の110分の10相当額(800,000円)を仮払消費税等の額として経理していた。当社の消費税の課税期間は事業年度と一致しており、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの課税期間における課税売上割合は100%であった。また、建物Dの取得以外の課税仕入れは、全て適格請求書発行事業者との取引であり、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。

当社は、決算時において、建物Dの取得に関して計上していた仮払消費税等800,000円のうち、経過措置(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条第1項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置))により控除対象となる仕入税額640,000円(地方消費税分も含めた金額)との差額160,000円を雑損失に計上した。

なお、建物Dは取得後直ちに事業の用に供しており、法定耐用年数20年で定額法により減価償却費を計上している。



**問題 2** 消費税等について、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

本問において、軽減税率の対象はなく、消費税率は7.8%であり、地方消費税率は2.2%である。

**問 1** 税抜経理方式を採用している内国法人の以下の[資料1]に基づき、分母及び分子の計算式を示して、課税売上割合を答えなさい。解答は%表示で小数点以下第3位を切り捨てなさい。

[資料1]

(単位：千円)

|   | 取引項目等                                                                          | 金額      |
|---|--------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ① | 商品の国内売上(非課税取引に係るものは含まれていない。)                                                   | 497,512 |
| ② | ①の売上割引                                                                         | 2,100   |
| ③ | ①の売上代金の貸倒                                                                      | 1,000   |
| ④ | 商品の輸出売上                                                                        | 8,500   |
| ⑤ | 自社商品の購入のみに利用できる商品券を発行したことによる収入。<br>なお、当該商品券の利用による売上9,000千円は①の497,512千円に含まれている。 | 12,000  |
| ⑥ | 従業員社宅の家賃収入                                                                     | 2,500   |
| ⑦ | 事業用土地の売却損<br>(売却価額30,000千円、帳簿価額37,200千円)                                       | 7,200   |
| ⑧ | 有価証券売却益<br>(売却価額5,000千円、帳簿価額4,500千円)                                           | 500     |

**問 2** 次の[資料 2]及び[資料 3]に基づき、以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

E 株式会社(以下「E 社」という。)、F 株式会社(以下「F 社」という。)は、いずれも 3 月決算であり、設立以来、消費税の納税義務の免除を受けたことがなく、消費税等について税抜経理方式を採用している。また、E 社は、適格請求書発行事業者であり、F 社は、簡易課税制度を採用しておらず、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を法令に従って保存している。

なお、解答に当たり、金額が 0 円又は該当がないときは「なし」と記入しなさい。

**[資料 2] E 社のポイント制度**

- ・ E 社は家電量販店を展開し、自社のポイント制度を運営している。
- ・ E 社は、顧客の 10 円(消費税等込み)の購入につき、1 ポイント付与している。  
ただし、ポイント使用により購入した部分については、ポイントは付与しない。
- ・ 顧客は、ポイントを使用して E 社の商品を購入する際に、1 ポイント当たり 1 円の値引きを受けることができる。
- ・ E 社は、発行したポイントの 100 % が使用されると見込んでいる。

**[資料 3] 取引の内容**

|     |                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 事実① | E 社は、令和 7 年 3 月 10 日、顧客である F 社に対し、商品 5,500,000 円(消費税等相当額込み)を販売し、550,000 ポイントを付与した。   |
| 事実② | F 社は、令和 7 年 6 月 20 日、E 社の商品 220,000 円(消費税等相当額込み)を、事実①で付与されたうち、220,000 ポイントを使用して購入した。 |

(1) E 社は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度において、事実①について、法人税の計算上、4,504,504 円を益金の額に算入した。この法人税の計算は、適切である。

E 社が、事実①について、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの課税期間の消費税等の計算上、課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)とすべき金額を答えなさい。

(2) F 社が、事実①について、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの課税期間の消費税等の計算上、課税仕入れの対価の額(税込み)とすべき金額を答えなさい。

(3) 事実②によって、E 社の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの課税期間における消費税(地方消費税を含まない)の納付税額が幾ら増加するかを答えなさい。

**問題 3** 所得税について、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 次の[資料]に基づき、以下の(1)から(4)の各設問に答えなさい。

ただし、本問において、消費税等は考慮しない。

**[資料]**

甲は、総合商社においていわゆる正社員として勤務している傍ら、令和6年から、個人でITスキルを活用したホームページ作成業務等(以下「本件業務」という。)を始めた。

甲の収入等の金額は、以下のとおりであり、その他に収入はない。

なお、甲は、所轄税務署長に対して、「現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書」を提出していない。

| 収入金額        | 令和6年分      | 令和7年分      |
|-------------|------------|------------|
| 給与等の収入金額    | 7,000,000円 | 7,200,000円 |
| 給与所得の金額     | 5,200,000円 | 5,380,000円 |
| 本件業務からの収入金額 | 1,500,000円 | 2,500,000円 |
| 本件業務に係る必要経費 | 1,800,000円 | 2,300,000円 |

- (1) 本件業務から生じる所得が事業所得として扱われる場合、令和6年分の甲の総所得金額を答えなさい。ただし、青色申告特別控除は考慮しない。
- (2) 本件業務から生じる所得が事業所得として扱われる場合、令和7年分の甲の総所得金額を答えなさい。ただし、青色申告特別控除は考慮しない。
- (3) 本件業務から生じる所得が雑所得として扱われる場合、令和6年分の甲の総所得金額を答えなさい。
- (4) 本件業務から生じる所得が雑所得として扱われる場合、令和7年分の甲の総所得金額を答えなさい。

**問 2** 次の[資料]に基づき、乙の令和 6 年分の譲渡所得の金額を計算し、計算過程も答えなさい。

**[資料]**

乙は、令和 6 年 5 月 1 日に、土地 G を 25,000,000 円で譲渡した。

土地 G は、令和元年 12 月 25 日に死亡した乙の母から相続したものであり、相続時における相続税評価額は 12,000,000 円であった。また、土地 G は、乙の母が平成 5 年 12 月に 6,000,000 円で取得したものであった。

乙は、令和 2 年 10 月に母の相続に係る相続税額 30,000,000 円を納付しており、この相続税の課税価格は 216,000,000 円であった。

**問題 4** H 株式会社(以下「当社」という。)は、事務機器の販売を営む同族会社の内国法人である。次の**資料 1**及び**資料 2**に基づき、以下の**問 1**から**問 5**の各設問に答えなさい。

**資料 1** 当社の概要、会計及び税務に関する事項

1. 12月決算であり、法人税について、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの事業年度を「当期」、消費税について、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの課税期間を「当課税期間」という。
2. 消費税法上の免税事業者ではない。
3. 消費税等について税込経理方式を採用している。
4. 事前確定届出給与の届出をしていない。
5. 当期における役員給与については、不相当に高額な部分の金額はなく、また、事実を隠蔽し、又は仮装して経理することにより支給した金額もない。

**資料 2**

当社は、令和6年5月31日、当社の取締役である個人丙へ、業務用に使用していた中古自動車J時価1,980,000円(消費税等相当額込み)を贈与した。中古自動車Jの帳簿価額は1,100,000円である。

**問 1** 上記**資料 2**の取引について、当社の当期の法人税において、どのように取り扱われるかを答えなさい。

**問 2** 上記**資料 2**の取引について、当社の当課税期間の消費税において、どのように取り扱われるかを答えなさい。

**問 3** 上記**資料 2**の取引について、丙の令和6年分の所得税において、どのように取り扱われるかを答えなさい。

**問 4** 上記**資料 2**の取引について、丙の令和6年分の贈与税において、どのように取り扱われるかを答えなさい。

**問 5** 上記**資料 2**の取引について、当社が法人税等(法人税、地方法人税、法人事業税及び法人住民税)並びに消費税等以外の税目で納付が必要となる税目をその理由とともに答えなさい。

## 第六問 (150点)

以下の **問題 1** から **問題 4** の各設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従いなさい。

### [解答上の留意事項]

1. 問題文に指示がある場合を除き、適法かつ納付すべき税額が最も少なくなる方法を用いて計算しなさい。
2. 過去の確定申告は、問題文に記載されている事項を除き、全て適法になされている。
3. 確定申告に当たって必要な明細の記載及び証明書類の添付その他の手続並びに帳簿の保存等は、いずれも適法に行われている。
4. 外貨については適正に円貨に換算している。
5. 問題文に記載されている事項以外は考慮しない。
6. 別途の指示がない限り、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。
7. 別途の指示がない限り、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。

**問題 1** グループ通算制度について、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

**問 1** 以下の(1)から(4)はグループ通算制度の取扱いを述べている。グループ法人税制の取扱いについて、グループ通算制度と相違がないものは「○」を付し、相違があるものは「×」を付しなさい。

- (1) 完全支配関係を有する内国法人において選択適用される。
- (2) 申告・納税単位は各単体法人である。
- (3) 設立時から保有されている完全子法人株式等に係る受取配当金は全額益金不算入である。
- (4) 完全支配関係のある内国法人間の譲渡損益調整資産について譲渡損益の繰延べがある。

**問 2** グループ通算制度を開始した場合又は通算グループに子法人が加入した場合、一定の要件を満たさない場合には、資産について時価評価を行う必要がある。時価評価に関して、次の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

- (1) 時価評価の対象となる資産は何か答えなさい。
- (2) 上記(1)の資産のうち、金額基準により時価評価から除かれる場合を二つ挙げなさい。
- (3) 時価評価を行う法人に該当する場合、グループ通算制度開始前又は通算グループに加入する前の繰越欠損金について、グループ通算制度開始時又は通算グループ加入時に切り捨てられるか否か、法人税と事業税に分けて答えなさい。なお、解答に当たっては答案用紙の「切り捨てられる」又は「切り捨てられない」のいずれかのチェック欄□に「✓」を付けなさい。

**問 3**

A 株式会社(以下「A 社」という。)は工作機械の製造業を営む上場企業であり、前々期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)において、100%子法人であるB株式会社(以下「B 社」という。)、C株式会社(以下「C 社」という。)及びD株式会社(以下「D 社」という。)を通算子法人として、連結納税制度からグループ通算制度に移行している。

A 社、B 社、C 社及びD 社(以下「A 社グループ」という。)はいずれも青色申告書を提出している内国法人であり、完全支配関係が継続することが見込まれている。

A 社グループの当期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の法人税の所得計算について、以下の[資料1]から[資料3]に基づき、当期の各社の法人税申告について、次の[損益通算の計算]及び[特定欠損金額及び非特定欠損金額の損金算入額の計算]の表の①から⑩の金額を答えなさい。①及び②については、計算過程も答えなさい。なお、金額が0円の場合は「—」と記載する。

**[損益通算の計算]**

(単位：千円)

|             | A 社     | B 社 | C 社 | D 社 |
|-------------|---------|-----|-----|-----|
| (1) 損益通算後所得 | 445,500 | ①   | ②   | ③   |

**[特定欠損金額及び非特定欠損金額の損金算入額の計算]**

(単位：千円)

|                           | A 社     | B 社 | C 社 | D 社 | 合計  |
|---------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|
| (2) 損金算入限度額               | 222,750 | ④   | ⑤   | —   | ⑥   |
| (3) 特定損金算入限度額<br>(特定欠損金額) | —       | *** | —   | —   | *** |
| (4) 損金算入される<br>特定欠損金額     | —       | ⑦   | —   | —   | ⑦   |
| (5) 特定欠損金額控除後<br>の損金算入限度額 | 222,750 | —   | ⑧   | —   | *** |
| (6) 非特定欠損金額<br>の損金算入額     | 212,300 | —   | ⑨   | —   | *** |
| (7) 翌期繰越欠損金額              | 188,654 | ⑩   | *** | —   | *** |

[資料1] グループ通算制度対象法人の概要

|       | A社          | B社                        | C社                        | D社                         |
|-------|-------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 業種    | 工作機械製造業     | 工作機械製造業                   | 工作機械販売業                   | 工作機械販売業                    |
| 資本金の額 | 5,000,000千円 | 2,000,000千円               | 500,000千円                 | 300,000千円                  |
| 決算日   | 3月31日       | 3月31日                     | 3月31日                     | 3月31日                      |
| 資本関係等 |             | 平成20年4月1日にA社の100%子法人として設立 | 平成25年4月1日にA社の100%子法人として設立 | 平成26年4月1日に第三者からA社が100%株式取得 |

[資料2] グループ通算制度対象法人の法人税申告における欠損金額

前期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)以前の法人税申告において生じた次の欠損金額を期首(令和6年4月1日)残高として有している。

なお、当期に期限切れとなる欠損金額はない。

【前期以前発生分】

(単位：千円)

|         | A社      | B社      | C社      | D社 | 合計        |
|---------|---------|---------|---------|----|-----------|
| 特定欠損金額  | —       | 100,000 | —       | —  | 100,000   |
| 非特定欠損金額 | 300,000 | 140,000 | 600,000 | —  | 1,040,000 |
| 欠損金額の合計 | 300,000 | 240,000 | 600,000 | —  | 1,140,000 |

[資料3] 当期の損益通算、欠損金の控除前の所得及び欠損金額

(単位：千円)

|                     | A社      | B社      | C社      | D社       |
|---------------------|---------|---------|---------|----------|
| 通算前所得金額<br>(△は欠損金額) | 495,000 | 180,000 | 405,000 | △108,000 |



**問題 2** E 株式会社(以下「E 社」という。)は飲料の製造・販売業を営む資本金 10 億円の非上場の同族会社であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。E 社は、内国法人である F 株式会社(以下「F 社」という。)、外国法人である G 会社(以下「G 社」という。)及び H 会社(以下「H 社」という。)を子会社として有している。また、内国法人である I 株式会社(以下「I 社」という。)を関連会社として有している。E 社の当期(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の法人税の所得計算について、次の[資料 1]から[資料 5]に基づき、以下の **問** に答えなさい。

**[資料 1] 子会社及び関連会社の概要**

| 会社  | 業務内容等        | E 社との資本関係 | 設立年度    | 備考                                 |
|-----|--------------|-----------|---------|------------------------------------|
| F 社 | 飲食店事業を営む内国法人 | 80 %      | 平成 24 年 | 令和 7 年 3 月 1 日に裁判所に特別清算開始の申立てを行った。 |
| G 社 | 飲食店事業を営む外国法人 | 100 %     | 2014 年  |                                    |
| H 社 | 飲料製造業を行う外国法人 | 100 %     | 2000 年  |                                    |
| I 社 | 飲料販売業を行う内国法人 | 50 %      | 平成 10 年 |                                    |

**[資料 2] F 社に対する貸付金の貸倒引当金繰入額**

E 社から F 社への貸付けは、F 社の飲食店事業の業務拡大に伴って行われた。その後、F 社の業績は悪化した。E 社は、F 社の業績の回復が今後認められないと判断したため、E 社は F 社を清算することとした。F 社は株主総会の特別決議及び解散の官報公告を経て、令和 7 年 3 月 1 日に裁判所に特別清算開始の申立てを行った。E 社は、当期末に貸付金の全額 300,000 千円を貸倒引当金繰入額として費用計上した。

**[資料 3] E 社の営業課長による G 社への海外出張**

E 社の甲営業課長は、令和 6 年 9 月 19 日から 9 月 22 日まで G 社の所在地国に出張した。出張に係る費用 1,200 千円は全額 E 社で負担しており、E 社が旅費勘定で損金経理している。当該出張は、専ら G 社の業務支援である。

**[資料4] 外国法人であるH社からの配当収入**

E社は、H社からの配当収入について、会計上は源泉所得税控除前の金額を受取配当金として収益計上している。なお、当該配当は全額利益剰余金を原資とする配当である。H社の所在地国の現地法令には、損金算入配当等の制度はない。また、H社は外国子会社合算税制の適用対象ではない。

|                | H社からの配当収入              |
|----------------|------------------------|
| 持分割合           | 100%                   |
| 持分の取得日         | 2000年10月1日             |
| 配当基準日          | 2023年12月31日            |
| 配当対象期間         | 2023年1月1日から2023年12月31日 |
| 配当収入(源泉所得税控除前) | 5,000,000円             |
| 支払義務確定日        | 2024年4月7日              |

**[資料5] 内国法人であるI社からの配当収入**

E社は、I社からの配当収入について、会計上は源泉所得税控除前の金額を受取配当金として収益計上している。なお、当該配当は全額利益剰余金を原資とする配当である。

|                | I社からの配当収入           |
|----------------|---------------------|
| 持株割合           | 50%                 |
| 株式の取得日         | 平成20年9月1日           |
| 配当基準日          | 令和6年3月31日           |
| 配当対象期間         | 令和5年4月1日から令和6年3月31日 |
| 配当収入(源泉所得税控除前) | 500,000円            |
| 効力発生日          | 令和6年6月28日           |

**問** 以下の(1)から(4)について、法人税申告書別表四(所得の金額の計算に関する明細書)の申告調整の可否を判断し、答案用紙の「調整必要」又は「調整不要」のいずれかのチェック欄□に「✓」を付けなさい。申告調整が必要な場合は申告調整金額を( )内に記載し、答案用紙の「加算」又は「減算」のいずれか、「留保」又は「社外流出」のいずれかのチェック欄□に「✓」を付け、その理由を記載しなさい。なお、(3)及び(4)の解答に当たり、源泉所得税の所得税額控除及び負債利子控除は考慮しない。

- (1) 上記[資料2]のF社に対する貸付金の貸倒引当金繰入額について
- (2) 上記[資料3]のE社営業課長の海外出張費用について
- (3) 上記[資料4]のH社からの配当収入について
- (4) 上記[資料5]のI社からの配当収入について

**問題 3** 以下の **問 1** から **問 5** の文章の正誤について、正しい場合は「○」を、誤りの場合は「×」を答案用紙の「正誤」欄に記入し、誤りの場合は「誤りの理由」欄にその理由を答えなさい。

**問 1** 所得税－所得控除について

個人の確定申告において所得税の計算をする際、総所得金額から差し引くことができる控除が所得控除である。所得控除のうち、配偶者控除の金額は配偶者の所得金額のみならず、控除を受ける納税者本人の合計所得金額に応じて異なる。一方で令和6年分の所得税の計算において、基礎控除の金額は納税者本人の合計所得金額にかかわらず、一律48万円である。

**問 2** 所得税－非居住者の課税範囲について

非居住者に関して、課税の範囲は、日本国内において生じた所得(国内源泉所得)及び国外源泉所得で日本国内において支払われ、又は国外から送金されたものである。

**問 3** 消費税等－納税義務者について

消費税等においては、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者については、納税義務を免除することとされている。そのため、新たに設立された法人については設立1期目及び2期目の基準期間はないので、設立1期目及び2期目は、適格請求書発行事業者を除き、すべての事業者について消費税等の納税義務が免除される。

**問 4** 消費税等－電気通信利用役務の提供(いわゆるリバースチャージ方式)について

事業者向けに、クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービスは「電気通信利用役務の提供」として取り扱われる。その役務の提供が消費税等の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判定基準(内外判定基準)は、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地で行う。

**問 5** 法人税・贈与税－債務免除について

個人から個人に対する貸付金について債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、債務の免除を受けたときは、その債務の弁済をすることが困難である部分の金額については、贈与により取得したものとはみなされない。

個人から法人に対する貸付金についても同様で、その債務の弁済をすることが困難である部分の金額については、益金の額に算入されない。

**問題 4** 相続税及び贈与税について、以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 次の文章は、相続時精算課税制度の説明文である。文中の **①** から **⑩** に当てはまる最も適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

**【適用対象者】**

財産の贈与を受けた人は、**①** ごとに相続時精算課税を選択することができる。

原則として、**②** 歳以上の父母または祖父母などから、**③** 歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度である。

**【贈与時の取扱い】**

贈与税の額は、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額(課税価格)から、相続時精算課税に係る基礎控除額 **④** 万円を控除し、特別控除額 **⑤** 万円(前年までに特別控除額を使用した場合には、**⑤** 万円から既に使用した額を控除した金額が限度額となる。)を控除した後の金額に、一律 **⑥** % の税率を乗じて算出する。なお、**⑦** 以前の贈与に係る贈与税額計算については、相続時精算課税に係る基礎控除額の控除はない。

**【相続時の取扱い】**

相続税の額は、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額(**⑧** (土地又は建物が被災した場合、その土地又は建物の価額を再計算)から基礎控除額を控除した残額)を **⑨** して相続税額を計算する。その際、既に支払った贈与税額相当額を相続税額から控除する。なお、控除しきれない金額は **⑩** 。

**[選択肢]**

- |                |                 |                |
|----------------|-----------------|----------------|
| (ア) 還付を受けられる   | (イ) 財産の贈与をした人   | (ウ) 18         |
| (エ) 贈与の時における価額 | (オ) 30          | (カ) 50         |
| (キ) 令和5年12月31日 | (ク) 財産の贈与をした年   | (ケ) 切り捨てられる    |
| (コ) 1,000      | (サ) 2,500       | (シ) 減算         |
| (ス) 無限         | (セ) 60          | (ソ) 令和4年12月31日 |
| (タ) 20         | (チ) 相続発生時における価額 | (ツ) 70         |
| (テ) 3,000      | (ト) 110         | (ナ) 加算         |

**問 2** 日本の居住者である甲は、令和 6 年 1 月 7 日に死亡し相続が発生した。相続税額の計算に当たって、以下の[資料 1]から[資料 5]に基づき、次の(1)から(5)の金額を答えなさい。なお、(3)から(5)については、計算過程も明示しなさい。

- (1) 丙及び丁の贈与税額
- (2) 遺産に係る基礎控除額
- (3) 課税価格(正味の遺産額)の合計額
- (4) 相続税の総額
- (5) 乙、丙及び丁の納付すべき相続税額(還付の場合には金額の前に△を付しなさい。)

**[解答に当たっての前提条件]**

1. 課税価格は千円未満を切り捨てる。
2. 納付税額は百円未満を切り捨てる。

**[資料 1] 相続開始時における甲及び甲の相続人の状況**

被相続人：甲 65 歳 相続人：乙 63 歳(甲の配偶者)、丙 38 歳(甲の長女)、丁 34 歳(甲の長男)

**[資料 2] 被相続人甲から相続人に対する相続開始前の贈与**

| 贈与年月日               | 受贈者 | 受贈財産 | 贈与時の<br>相続税評価額 | 相続開始時の<br>相続税評価額 | 備考                     |
|---------------------|-----|------|----------------|------------------|------------------------|
| 令和 4 年<br>12 月 10 日 | 丙   | 現金   | 5,000 千円       | 5,000 千円         | 丙は相続時精算課税制度の適用を受けていない。 |
| 令和 4 年<br>12 月 20 日 | 丁   | 上場株式 | 18,000 千円      | 30,000 千円        | 丁は相続時精算課税制度の適用を受けていない。 |

**[資料 3] 令和 4 年分の贈与税の速算表**

(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例を適用)

| 基礎控除額控除後の課税価格 | 税率   | 控除額   | 基礎控除額控除後の課税価格 | 税率   | 控除額    |
|---------------|------|-------|---------------|------|--------|
| 200 万円以下      | 10 % | —     | 1,500 万円以下    | 40 % | 190 万円 |
| 400 万円以下      | 15 % | 10 万円 | 3,000 万円以下    | 45 % | 265 万円 |
| 600 万円以下      | 20 % | 30 万円 | 4,500 万円以下    | 50 % | 415 万円 |
| 1,000 万円以下    | 30 % | 90 万円 | 4,500 万円超     | 55 % | 640 万円 |

**[資料4] 相続税が課税される財産及び遺産分割内容等**

相続税が課税される財産、相続人が取得した財産及び負担することが確定した債務の相続税評価額は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 甲の相続税が課税される財産 |         | 分割が確定した財産及び負担することが確定した債務 |        |        | 備考 |
|---------------|---------|--------------------------|--------|--------|----|
| 財産の種類         | 相続税評価額  | 乙取得財産                    | 丙取得財産  | 丁取得財産  |    |
| 普通預金          | 157,000 | 100,000                  | 45,000 | 12,000 |    |
| 死亡退職金         | ***     | ***                      | —      | —      | 注2 |
| 借入金           | △23,000 | △23,000                  | —      | —      | 注3 |
| 暦年課税贈与        | ***     | —                        | ***    | ***    |    |
| 課税価格          | ***     | ***                      | ***    | ***    |    |

注1：上記取得者及び負担者を決定した遺産分割協議は令和6年7月20日に行っている。

注2：被相続人甲の死亡により、乙は令和6年3月5日に18,000千円を受け取っている。

注3：乙が債務引受を行ったことに債権者は合意している。

**[資料5] 相続税の速算表**

| 法定相続分に応ずる各取得金額 | 税率  | 控除額   | 法定相続分に応ずる各取得金額 | 税率  | 控除額     |
|----------------|-----|-------|----------------|-----|---------|
| 1,000万円以下      | 10% | —     | 2億円以下          | 40% | 1,700万円 |
| 3,000万円以下      | 15% | 50万円  | 3億円以下          | 45% | 2,700万円 |
| 5,000万円以下      | 20% | 200万円 | 6億円以下          | 50% | 4,200万円 |
| 1億円以下          | 30% | 700万円 | 6億円超           | 55% | 7,200万円 |

# 令和6年度修了考査

## 試験問題

### 第七問・第八問

#### 経営に関する理論及び実務

(コンピュータに関する理論を含む。)

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子は、1頁から16頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 3 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 4 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限りません。
- 5 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 6 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 7 解答に当たり適用すべき法令等は、令和6年4月1日現在施行(適用)のものとします。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 10 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切ってください。
- 11 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限り。並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のものに限ります。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 12 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 13 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わりに、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 14 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。この場合、最長3年間、修了考査の受験が禁止されます。

令和6年度修了

令和6年度修了

令和6年度修了



## 第七問 (100点)

**問題 1** 公認会計士であるあなたは、新聞報道等から日本企業の人件費が30年ぶりに増加に転じていることに興味を持った。あなたは、給与の増加そのものは望ましいと考えているが、企業が人件費支給の原資である付加価値を獲得できているかが重要であると感じている。

付加価値は、企業が原材料等に何を付加して社会に提供しているかを示すとともに、企業と社会の繋がりを示す指標である。以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

### 問 1

(1) 以下の付加価値(加算法)の計算式の **(ア)** から **(ウ)** の空欄に当てはまる適切な語句を答えなさい。

$$\text{付加価値(加算法)} = \text{人件費} + \text{(ア)} + \text{(イ)} + \text{(ウ)} + \text{当期純損益}$$

(2) 商品販売業を営む A 社及び B 社の付加価値(加算法)を以下の[資料]に基づき計算しなさい。なお、付加価値の計算に当たり減価償却費及び受取利息・配当金は考慮しない。

### [資料]

#### [要約損益計算書]

(単位：百万円)

| 科目         | A社     | B社     |
|------------|--------|--------|
| 売上高        | 60,200 | 32,000 |
| 売上原価       | 45,230 | 20,000 |
| 販売費及び一般管理費 | 14,820 | 9,200  |
| 営業利益       | 150    | 2,800  |
| 受取利息・配当金   | 13     | 11     |
| 支払利息       | 3      | 1      |
| 税引前当期純利益   | 160    | 2,810  |
| 法人税等合計     | 200    | 840    |
| 当期純損益      | △40    | 1,970  |

#### [販売費及び一般管理費の内訳] (単位：百万円)

| 科目       | A社     | B社    |
|----------|--------|-------|
| 給料手当及び賞与 | 6,200  | 3,500 |
| 退職給付費用   | 2,500  | 900   |
| 賃借料      | 3,700  | 900   |
| 広告宣伝費    | 1,500  | 3,720 |
| 租税公課     | 820    | 150   |
| 消耗品費     | 100    | 30    |
| 計        | 14,820 | 9,200 |

(3) 「企業の目的は利益の獲得であり、利益を生まない企業には存在意義が認められない」とする考えがあるが、この考えに基づくと当期純損益が赤字である A 社には存在意義が認められなさそうである。しかし、このような考え方には問題があるとも言われるが、その理由を付加価値の観点から答えなさい。

**問 2** 企業が人件費の増加を賄う付加価値を獲得できているか否かを分析し、改善する取組みは多くの企業で経営上の重要な課題である。これに関連して、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) 以下の計算式及び一人当たり人件費の分解式について、**(エ)** 及び **(オ)** の空欄に当てはまる適切な語句を答えなさい。

$$\begin{array}{l}
 \text{〔(エ) 性]} = \frac{\text{付加価値}}{\text{平均従業員数}} \\
 \\
 \frac{\text{人件費}}{\text{平均従業員数}} = \frac{\text{付加価値}}{\text{平均従業員数}} \times \frac{\text{人件費}}{\text{付加価値}} \\
 \text{〔一人当たり人件費]} \quad \quad \quad \text{〔(エ) 性]} \quad \quad \quad \text{〔(オ) 率]}
 \end{array}$$

(2) あなたは、**(エ)** 性の改善に取り組むクライアントから付加価値の増加及び従業員の削減について相談を受けている。

- ① 付加価値を増加させるために強化すべき内容について、「製品や顧客サービス」の語句を用いて答えなさい。
- ② 機械化やオートメーション化を伴わない単純な従業員の削減は企業の人的側面に弊害をもたらすと考えられるが、それはどのような弊害であるかを三つ答えなさい。

**問 3** 企業の東京一極集中が進む中、地方自治体では、雇用の創出、納税(税収)の増加、進出企業の地域社会への貢献、地域の活性化を期待し企業誘致を進めている。あなたは、新規工場進出の立地を検討している労働集約的な企業から、進出先の候補地に関する相談を受けている。企業誘致をしている地方への進出が企業にもたらすメリットを、三つ答えなさい。

**問題 2** 公認会計士であるあなたは、新聞報道等で目にする経営者の経営方針や経営戦略について理解を深めようとしている。以下の **問 1** 及び **問 2** の各設問に答えなさい。

**問 1** 自社で工場設備を持たない、いわゆるファブレス企業である C 株式会社(以下「C 社」という。)は、経営資源をより大きな価値に変換すること、すなわち「付加価値の創造」を重視して経営している。C 社の財務数値の要約は、次の[資料]のとおりである。以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

[資料]

[要約損益計算書]

(単位：百万円)

|       | 20X1 年 3 月期 | 20X2 年 3 月期 | 20X3 年 3 月期 |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 売上高   | 53,800      | 75,500      | 92,200      |
| 売上総利益 | 44,000      | 62,100      | 75,400      |
| 営業利益  | 27,600      | 41,800      | 49,800      |
| 経常利益  | 28,600      | 43,100      | 51,200      |
| 当期純利益 | 19,700      | 30,300      | 36,200      |

[要約貸借対照表]

(単位：百万円)

|         | 20X1 年 3 月期 | 20X2 年 3 月期 | 20X3 年 3 月期 |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 流動資産    | 115,800     | 132,200     | 133,600     |
| 固定資産    | 85,100      | 100,100     | 131,400     |
| 流動負債(注) | 9,400       | 14,600      | 15,500      |
| 固定負債    | —           | —           | —           |
| 純資産     | 191,500     | 217,700     | 249,500     |

(注) 流動負債は、買掛金及び未払金のみである。

(1) 以下の空欄( ① )から( ⑤ )の財務指標を計算しなさい。なお、財務指標の算式が損益計算書項目と貸借対照表項目を対比するものである場合、貸借対照表項目は、前期末残高と当期末残高の平均値を使用する。また、解答に当たっては、解答すべき単位に対し、小数点以下第 2 位を四捨五入して第 1 位まで算出する。

|            | 20X1 年 3 月期 | 20X2 年 3 月期 | 20X3 年 3 月期 | 業種平均   |
|------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 売上高成長率     | —           | ( ① )%      | 22.1 %      | 12.8 % |
| 売上高総利益率    | 81.8 %      | 82.3 %      | ( ② )%      | 30.8 % |
| 売上高営業利益率   | 51.3 %      | ( ③ )%      | 54.0 %      | 9.4 %  |
| 自己資本当期純利益率 | —           | ( ④ )%      | 15.5 %      | 11.7 % |
| 総資産経常利益率   | —           | 19.9 %      | ( ⑤ )%      | 7.0 %  |

(2) 以下の文章はファブレス企業に関する説明及びC社の財務指標に関する分析結果である。文中の⑥から⑨に当てはまる適切な語句を答えなさい。また、⑩は「高い」又は「低い」の正しい方を選び、答案用紙のチェック欄□に「✓」を付けなさい。

- ・ファブレス企業とは、一般に生産のための工場設備を自社で保有せずに⑥することで、設備投資コストや生産ラインの更新コストを抑え、製品の研究開発や設計、営業やマーケティングといった分野に集中して⑦を振り向ける企業をいう。C社においても、自社工場を持たず製造は国内と海外の協力会社に⑥しており、ファブレスという発想が不可欠と考えている。
- ・C社の財務分析結果は、いずれも業種平均を大きく上回っている。これはC社の製品が顧客企業にとって高い付加価値を持ち、高い⑧が成立していることを示している。
- ・自己資本当期純利益率は、その他の指標に比べると、それほど大きく業種平均を上回っていないが、これはC社が⑨を行っておらず、自己資本比率が⑩結果と考えられる。

**問 2** 2023年3月31日、東京証券取引所(以下「東証」という。)は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を公表し、プライム市場・スタンダード市場の全上場会社を対象として、現状評価、方針・目標、具体的な取組みを開示し実行するよう要請した。これに関連してPBR(株価純資産倍率)指標が大きな注目を集めた。PBRに関連する以下の(1)から(3)の各設問に答えなさい。

(1) 以下の①及び②の計算式を参考にして、PBR、PER及びROEを計算しなさい。なお、計算に際しては、株式時価総額は1,686,500百万円、純資産は286,200百万円、当期純利益は36,900百万円を使用する。解答に当たっては、解答すべき単位に対し、小数点以下第2位を四捨五入して第1位まで算出する。

$$\begin{aligned} \text{① PBR} &= \frac{\text{株式時価総額}}{\text{純資産}} \\ \text{② PBR} &= \text{PER} \times \text{ROE} \\ & \quad [\text{株価収益率}] \quad [\text{自己資本利益率}] \end{aligned}$$

(2) PBRが高い要因はPERとROEに分解して説明が可能である。以下の文章は、PERとROEが高い場合の一般的な解釈を説明しており、またPBR向上に向けて取り組むべき内容を説明している。

文中の ㉠ から ㉠ に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

・ PERが高い状態

企業の将来的な ㉠ に対して高い市場の期待があり、当期の業績に対して ㉡ が割高な状態を意味している。

・ ROEが高い状態

株主が出資した資金を効率的に活用して利益を獲得できているため、 ㉢ が高い状態を意味している。

・ PBR向上に向けて取り組むべき内容

資本コストを上回る ㉣ を達成できていても、PBRが ㉤ を割れているなど十分な水準に達していない場合には、 ㉠ 性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される。企業は独自の方法により、その方針や目標、具体的な内容を投資者に分かりやすく示し、投資者からの評価を得ながら、開示をベースとした投資者との ㉥ な対話を通じて、取組みをブラッシュアップしていくことが期待される。

単に損益計算書上の売上や利益水準を意識するだけでなく、 ㉦ をベースとする資本コストや ㉢ を十分に意識したうえで、経営層が主体となり持続的な成長の実現に向けた知財への投資、無形資産創出につながる研究開発投資、 ㉧ 資本への投資や設備投資、事業 ㉠ の見直し等の取組みを推進することで、経営資源の適切な配分を実現していくことが期待される。

[選択肢]

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| (ア) 1倍     | (イ)断片的     | (ウ)株価      |
| (エ) 2倍     | (オ)人的      | (カ)積極的     |
| (キ)損益分岐点比率 | (ク)物的      | (ケ)安全      |
| (コ)内部利益率   | (サ)バランスシート | (シ)ポートフォリオ |
| (ス)成長      | (セ)資本収益性   | (ソ)資金      |

- (3) 東証からの要請に対応して、各企業はPBRを向上する様々な取組みを総合的に検討・実施している。こうした取組みの内容として適切と考えられるものを以下のaからeの中から二つ選択し、記号を答えなさい。

- a 当社の事業の方向性、成長の実現に向けたサステナビリティや知的財産を含む無形資産に関する取組みに関しても開示することとした。
- b 株価は様々な要因で変動し、企業はその要因を特定することは困難なため、低位安定配当を継続することとした。
- c 短期的に株価を向上させるには、自社株買いが効果的であるため、当社のPBR向上策は自社株買いのみを実施することとした。
- d 株主はアクティビストから個人投資家まで様々であり、株主の関心事項も多様である。従って、特定の株主との対話ではなく、株主総会での質疑時間を十分に確保することとした。
- e 資本収益性の分析・評価にあたって、WACCとの比較でROICを、株主資本コストとの比較でROEを利用した現状分析を実施して開示することとした。

**問題 3** ESG(Environment, Social, Governance)投資の高まりや、企業価値の在り方に関する多様な捉え方を受けて、国際的な非財務情報開示基準に関する議論も活発化している。日本でも、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月)における提言を受け、2023年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、有価証券報告書及び有価証券届出書の記載事項の改正が行われている。以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。

**問 1** 当該改正に関する以下の文中の **①** から **⑤** に当てはまる適切な語句を[選択肢]から答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

・有価証券報告書等に、「**①**に関する考え方及び取組」の記載欄が新設された。  
・当該記載欄において、「**②**」及び「**③**」については必須記載事項とされ、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載を求めることとされた。  
・人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等について、「戦略」及び「指標及び目標」において記載を求めることとされた。  
・また、提出会社やその連結子会社が女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「**④**」及び「**⑤**」を公表する場合には、公表するこれらの指標について、有価証券報告書等においても記載を求めることとされた。

**①** から **③** は以下の[選択肢]から適切な語句を選び、記号で答えなさい。

|          |             |             |
|----------|-------------|-------------|
| (ア)ESG   | (イ)ガバナンスコード | (ウ)サステナビリティ |
| (エ)ガバナンス | (オ)コンプライアンス | (カ)生物多様性    |
| (キ)リスク管理 | (ク)気候変動     |             |

**④** 及び **⑤** は以下の[選択肢]から適切な語句を選び、記号で答えなさい。

|           |               |          |
|-----------|---------------|----------|
| (ケ)女性役員比率 | (コ)男性の育児休業取得率 | (サ)研修受講率 |
| (シ)女性人件費率 | (ス)男女間賃金格差    |          |

**問 2** あなたは ESG のコンサルティングを行っている公認会計士であり、顧問先の人事部長から、低い水準に留まっている女性管理職比率の改善策について相談を受けた。あなたは、改善策の提案に先立ち、以下の①から③の問題点を整理した。

次の①から③の問題点から一つを選び、答案用紙に番号を記入し、あなたが考える改善策を答えなさい。

- ① 管理職に求められる役割やタスクが不明瞭
- ② 働き方のフレキシビリティ(柔軟性)がない
- ③ 男性又は女性の意識改革が必要

**問 3** 人的資本の開示が求められることとなった背景について「人的資本可視化指針」(2022年8月 内閣官房 非財務情報可視化研究会)の以下の文章を読み、非財務情報として人的資本の開示が行われることで、文中の問題点がどのように改善される(行動変容する)と期待されるのかを答えなさい。

これまで人的資本への投資は、財務会計上その大半が費用として処理されることから、短期的には利益を押し下げ、資本効率を低下させるものとしてみなされがちであった。そのため、企業による資本効率向上のための努力が重ねられる中、足下の利益を確保するために人的資本への投資は抑制されたり、後回しにされたりしやすい構造にあった。



## 第八問 (100点)

**問題 1** あなたは監査法人で上場会社の主査を担当した後、上場準備中の A 株式会社(以下「A 社」という。)に内部監査室長として入社した。

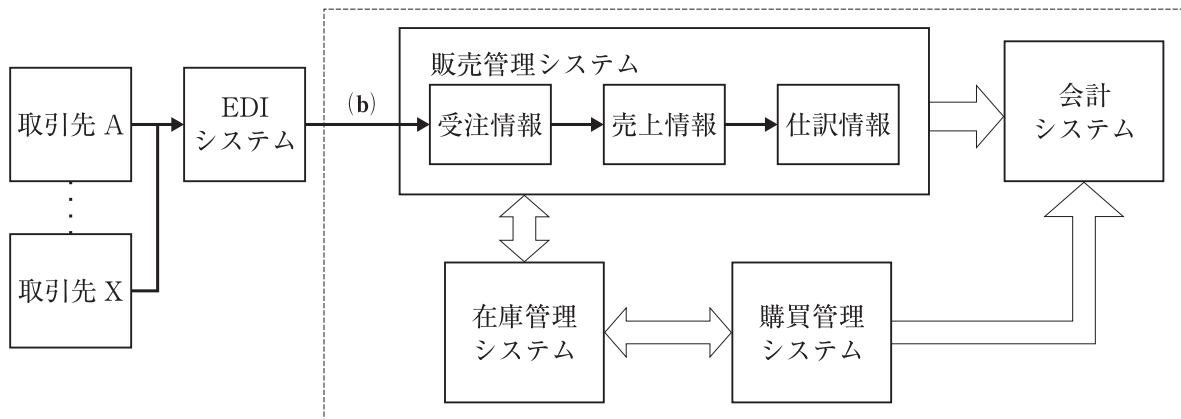
A 社は、工作機械用工具等の専門商社で、商品を仕入れ、自社倉庫で保管し、受注した商品を製造業者に販売している。A 社の IT システムの構成は、以下の[図 1]のとおりである。

A 社は、取引先と業界共通の EDI (Electronic Data Interchange) システムにより受注を行っている。また、売上単価は商品カタログ上の単価によっており、受注時に単価情報は必要とされない。

今期は主に販売プロセスの内部統制の見直しを行っている。

これまでに A 社で作成していた内部統制関連文書(フローチャート、業務記述書等)では、業務及び取引の流れは記載されているものの、取引に関連する情報(データ)がどのように IT システムで処理され、仕訳までつながっているかが明確になっていなかった。このため、(a)取引という会計事実が最終的に財務数値に変換されるまでのフローを明らかにすることにした。[図 1]はこれまでに理解した内容をまとめたものである。

[図 1]



以下の **問 1** から **問 6** の各設問に答えなさい。

**問 1** 以下の文章は、企業の情報システムにおける情報の流れを書き表したものである。文中の ① から ③ に当てはまる語句を答えなさい。

取引の ① からそれに関する情報の ②、処理、必要に応じた修正、③への取り込み(転記)、財務諸表での報告に至るまでの流れ

**問 2** 財務報告目的の内部統制評価の観点から、上記下線部(a)を行う目的を答えなさい。

**問 3** 販売に関する情報は販売管理システムで管理され、売上情報から仕訳情報を生成し、会計システムに連携され、売上高が計上される。マスタ類に登録されている情報以外の個々の取引に関する情報の多くは EDI システムから入手される。

EDI システムから入手すべき情報(上記[図 1]の(b)で受け取る情報)のうち、取引先コード、商品コード以外に必要とされる情報を以下の[選択肢]から四つ選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は 1 回しか使えない。

[選択肢]

|        |           |           |
|--------|-----------|-----------|
| (ア)受注日 | (イ)単価     | (ウ)発注金額合計 |
| (エ)数量  | (オ)発注番号   | (カ)納期     |
| (キ)発注日 | (ク)受注金額合計 | (ケ)受注番号   |

**問 4** A 社のビジネスは、売上を計上するための情報の多くが EDI から入手される。このため、販売管理システムにおいて、受注情報から売上情報までの情報のインテグリティ(情報(データ)の網羅性、正確性及び正当性)を確保することが重要である。この情報のインテグリティのうち正確性及び正当性を確保するために必要と考えられる統制(IT 全般統制を除く)を答えなさい。

**問 5** A 社では出荷が完了した時点で売上計上を行っている。販売管理システム上で売上情報を生成するためには、他のシステムの情報(他のシステムとの連携)が必要となる。当該他のシステム名及び必要となる情報を答えなさい。

**問 6** 会計システム上で売上高を計上するためには、販売管理システムで仕訳情報を生成し、会計システムに連携させることが必要であり、この場合も情報のインテグリティの確保が重要である。

以下の(1)及び(2)について、情報のインテグリティのうち網羅性を確保するために必要と考えられる具体的な統制を答えなさい。

- (1) 仕訳情報連携時に販売管理システムで必要と考えられる統制
- (2) 会計システムへの連携(会計システムでの仕訳計上)後に必要と考えられる統制

**問題 2** あなたは公認会計士であり、監査法人勤務を経て製造業の上場会社 B 株式会社(以下「B 社」という。)に入社、経営企画部に配属され、20X4 年 7 月からグループ会社の管理業務を行っている。B 社グループには複数の製造子会社があり、B 社とは異なる製品群を製造している。また、B 社のシステム部門は大規模であり、自社主導でシステム開発を行っており、自社システムの大規模な更改も数年ごとに行っている。

このたび、20X4 年 9 月に重要な製造子会社の C 株式会社(以下「C 社」という。)で仕掛品の過大計上が発覚した。C 社の状況は以下の[資料 1]のとおりである。また、仕掛品の過大計上の状況は[資料 2]のとおりである。

[資料 1] 及び [資料 2] に基づき、以下の **問 1** から **問 3** の各設問に答えなさい。  
なお、以下の[資料 1] 及び [資料 2] に記載されている事項以外は考慮しない。

### [資料 1] C 社の状況

1. 生産管理システムの機能
  - ・生産計画及び実績管理のほか、材料、仕掛品及び製品の在庫管理を担っている。
2. 生産管理システムの更改
  - ・生産管理システムはリリース後 20 年以上経過し、OS 等のサポートが切れることから 5 年前に新システムの開発に着手した。
  - ・新システムの開発は C 社システム部門(在籍者 5 名で普段は運用管理業務を中心に行っている)がベンダーと契約し、同部門だけでベンダーのサポートを得て行った。
  - ・C 社での大規模なシステム開発は 15 年ぶりであった。
  - ・新生産管理システムへの移行は約 3 年半前(20X1 年 1 月)である。
3. 製造上の特徴
  - ・C 社では、材料は外部購入以外に内製も行っており、加工中は仕掛品となり加工完了で材料として入庫される。

### [資料 2] C 社の仕掛品過大計上について

1. 仕掛品の過大計上発覚
  - ・あなたは、20X4 年 8 月初め、C 社の直近期(20X4 年 3 月期)の決算資料を閲覧したところ、仕掛品の多さに疑問を抱いた。さらに、過去数年の決算資料を閲覧したところ、新システムに移行した 20X1 年 3 月期から漸増傾向にあることが判明した。このため、すぐに C 社の工場を視察したところ、実際の仕掛品は多くなく、明らかに帳簿上の仕掛品が多いと感じた。
  - ・あなたは上司と相談し、20X4 年 8 月末基準で臨時現地棚卸を C 社に指示し、分析を進めた結果、仕掛品の帳簿残高と現地棚卸残高との間に多額の差異が発生していることが判明した。

2. 過大計上の直接的要因

- ・仕掛品の払出処理に不具合が生じていた(内製材料の仕掛品が完成した際に、本来は材料に払出処理されるどころ、払出処理がされず仕掛品のままとっていた)ことが要因である。これは、生産管理システムのプログラムが内製材料を考慮していなかったためである。

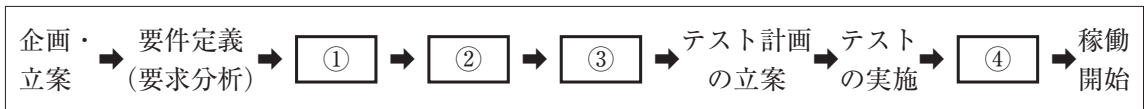
3. 過大計上のその他の要因

- ・C社では仕掛品はリードタイムが短く残高にも重要性がないことから、C社製造部では仕掛品については全数の棚卸を実施していなかったため、発見が遅れた。

4. 過大計上に至ったその他の背景等(上記及び[資料1]に記載以外の事項)

- ・本システム開発の実施についてはC社取締役会で承認されており、定期的に進捗状況等がC社取締役会に報告されていた。本システム開発に関する報告内容は、生産計画及び生産管理に関するシステム開発の進捗及び課題等が中心であった。C社システム部門で経理関連業務(棚卸報告様式及び月次在庫報告様式等)についての検討は深く行わなかったことから、経理関連業務の報告は行っていなかった。経理関連業務については取締役会から質問されることもなかった。
- ・B社経営企画部では、C社取締役会議事録を閲覧し、議事内容を把握していた。

**問 1** 以下は、一般的なシステム開発の工程を記載したものである。空欄 ① から ④ に当てはまる語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。



[選択肢]

- |               |               |                |
|---------------|---------------|----------------|
| (ア)本番移行       | (イ)内部設計(詳細設計) | (ウ)カスタマイズ      |
| (エ)外部設計(基本設計) | (オ)外部委託       | (カ)製造(プログラミング) |

**問 2** 仕掛品の過大計上の直接的要因は上記[資料2]にあるとおり、生産管理システムのプログラムが不適切だったことにあるが、これはシステム開発プロセスの不備によるものと言える。上記 **問 1** の工程のうち、特に当該不備につながったと思われる工程は、以下の(1)及び(2)のとおりと考えられる。それぞれの工程について、当該不備につながった直接的な要因を答えなさい。

- (1) 要件定義(要求分析)
- (2) テスト計画の立案

**問 3** 仕掛品の過大計上の要因は、上記 **問 2** の直接的要因以外にも、子会社又は親会社におけるシステム開発への関わり方が間接的に影響したと考えられる。子会社又は親会社のシステム開発への関わり方について、改善すべき点とどのように改善すべきかをそれぞれ答えなさい。

- (1) C社(子会社)
- (2) B社(親会社)

**問題 3** あなたは、非上場会社である商社の D 株式会社(以下「D 社」という。)に入社し、経営管理部に在籍している。

D 社の事業内容等は以下の[資料 1]のとおりである。

D 社ではこれまで管理業務において取引データの利活用が不十分であり、得意先管理としても売上高のみを管理指標としている。このため、実際にどの得意先が業績に貢献しているか明らかでないことから、販売促進活動が最適なものになっているかどうか分かっていない。あなたは、今回、各システム上にある様々なデータを利用し、得意先別採算を把握することにより、今後の販売促進活動の意思決定に利用することを考えている。

以下の[資料 1]及び[資料 2]に基づき、**問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

**[資料 1] D 社の事業内容等**

1. 事業内容
  - ・鋼材等の専門商社で、商品を仕入れ、自社倉庫で保管し、受注した商品を製造業者等に販売している。
2. 商品の配送
  - ・配送に当たっては、専門の運送業者を利用している。緊急時には高額となる特急便を利用しているが、運賃については通常便だけでなく特急便も D 社負担となっている。特に、一部の顧客では頻繁に特急便が利用されている。
3. 受発注
  - ・得意先とは EDI により受注を行っている。
4. 単価
  - ・販売価格は商品カタログ上の単価によっている。原材料等の影響により四半期ごとに見直しが行われ、改定される。
  - ・前期の取引実績が一定金額以上の大口先に対しては、個別契約によりカタログより低い単価としている。
5. IT システム関連
  - ・販売管理システム、購買管理システム及び在庫管理システムの三つの業務システム並びに会計システムで構成されている。
  - ・販売管理システムでは受注処理、債権管理等を行っている以外に、運送業者の手配も行っている。運送手配では、運送業者と距離、大きさ及び重量により、契約であらかじめ決められた運賃計算も行い、運送業者に運送内容とともに提示している。なお、特急便を利用する場合は、普通料金、追加料金、及び総運賃がシステム内で計算され、運賃の内訳が分かるように運送業者に提示される。追加料金は、納期までの時間を考慮して、契約によりあらかじめ決められた方法で運賃計算される。
  - ・購買管理システムでは発注処理、債務管理等を行っている。
  - ・在庫管理システムでは入出庫に関わる数量、単価、残高管理を行っている。

**問 1** 以下は、取引データを利活用した管理業務についての記載である。空欄 ① 及び ② に当てはまる語句を以下の**【選択肢】**から選び、その記号を答えなさい。ただし、**【選択肢】**は1回しか使えない。

**【資料 2】 管理業務の概要**

複数のシステムで生成された取引データなどを抽出及び再構成することにより、情報分析と意思決定を行うためのデータの二次利用が可能となる。

複数のシステムなどから蓄積される企業内の膨大なデータを、蓄積、分析及び加工して、企業の意思決定に活用しようとする手法は、① と呼ばれている。① は、専門家に依存せず、経営者や社員が必要な情報を自在に分析し、経営計画や企業戦略などに活用することを目指している。

① は、以下の仕組みにより構成されている。

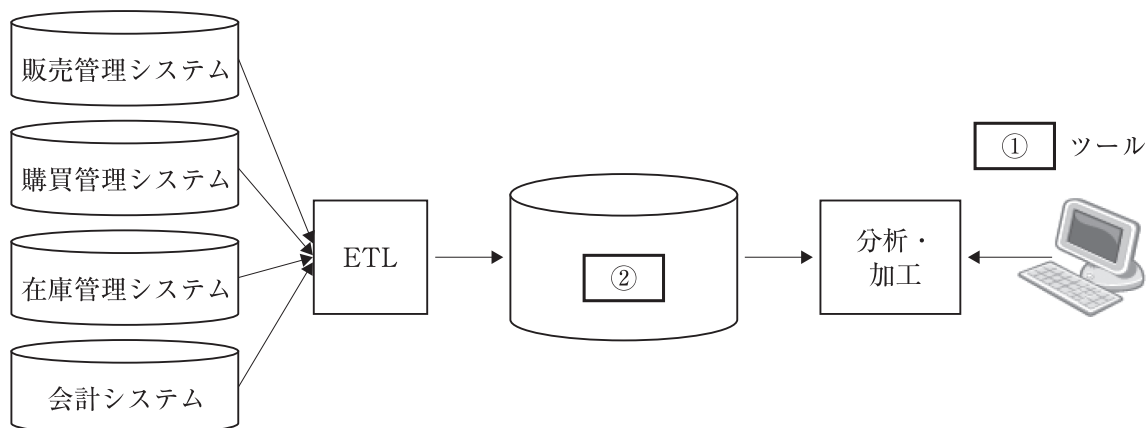
1. 複数システムのデータを統合する(② の生成)

業務システム内の形式の異なるデータを抽出・クレンジング・加工して、② 用に書き出す必要がある。

2. 業務の目的に最適な方法で情報の取得を可能にする(① ツールの利用)

① ツールは、表計算ソフトでは処理できない大量のデータを、自分の見たい視点で多面的に集計及び分析できるのが特徴となっている。

参考までに、上記を図示すると以下になる。



ETL : Extract/Transform/Load

**【選択肢】**

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| (ア)CI  | (イ)DWH | (ウ)DI  |
| (エ)CRM | (オ)BI  | (カ)ERP |

**問 2** 得意先別採算管理を行うためには、個々の取引に係る売上以外に売上原価、運賃に関する情報を収集し、得意先別に集計する必要がある。売上原価、運賃に関する情報(データ項目)が格納されているシステム名及びテーブル名を、以下の[選択肢]から選び、記号を答えなさい。[選択肢]は、システム名と当該システムで識別されたテーブル名をセットにしたものである。

[選択肢]

|             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| (A)販売管理システム | (B)購買管理システム | (C)在庫管理システム | (D)会計システム   |
| (ア)受注明細テーブル | (カ)発注明細テーブル | (サ)入荷明細テーブル | (タ)仕訳明細テーブル |
| (イ)売上明細テーブル | (キ)検収明細テーブル | (シ)出荷明細テーブル | (チ)試算表テーブル  |
| (ウ)配送明細テーブル | (ク)仕入明細テーブル | (ス)在庫明細テーブル |             |

**問 3** 上記 **問 2** で答えた売上原価及び運賃に関する情報が格納されているテーブルには、種々の情報が含まれている。売上原価及び運賃を売上情報と紐付けて集計するためには、個々の売上取引と紐付けるためのキーとなる情報(データ項目)が必要となる。売上原価との紐付けについては二つ、運賃との紐付けにおいては一つ、それぞれキーとなる情報(データ項目)を答えなさい。

**問 4** 上記[資料 2]の「**①** ツール」の利用により、得意先別採算管理が可能になったことから、まず、以下の(1)及び(2)に関する詳細な分析を進めることとした。

- (1) 個別契約を行っている得意先の採算分析
- (2) 特急便を利用している得意先の採算分析

上記を分析する場合に必要と考えられるデータ(入力データ及び計算・加工されたデータ等)をそれぞれ四つずつ答えなさい。

なお、解答例は、売掛金の回収分析に必要なデータ(予定通りに回収できない場合の金利負担)である。



# 令和6年度修了考査 試験問題

## 第九問・第十問 〔公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理〕

### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 この冊子は、1頁から7頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 3 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 4 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限りません。
- 5 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。  
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば挙手し、試験監督者に申し出てください。
- 6 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 7 解答に当たり適用すべき法令等は、令和6年4月1日現在施行(適用)のものとしします。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験中は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。
- 10 問題用紙は試験終了後に持ち帰ることができます。
- 11 携帯電話、スマートウォッチ、スマートフォン及びタブレット端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切ってください。
- 12 受験に必要なものは机上及び机中から撤去してカバン等にしまい、衣服のポケット等には何も入れないでください。荷物は全て足下に置いてください。試験開始後は、カバン等から物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、不正行為とみなします。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
  - (1) 筆記用具  
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等でインクを消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ  
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
  - (2) 腕時計又は懐中時計  
机上に置いて使用してください。時計機能のみのものに限りません。アラーム等音の出る機能並びにスマートウォッチ(スマートウォッチ以外の腕時計かどうか判別しづらい腕時計を含む)、ストップウォッチ、キッチンタイマー及び置時計の使用は認めません。
  - (3) その他のもの  
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、算盤又は電卓(基準に合致したもの)1台
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手し、試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わりに、合図するまで、絶対に席を立たず、また、カバン等から物を取り出さないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とします。この場合、最長3年間、修了考査の受験が禁止されます。

令和6年度修了

令和6年度修了

令和6年度修了

## 第九問 (50点)

**問題 1** 日本公認会計士協会が定める倫理規則(以下「倫理規則」という。)に関連して、以下の**問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

**問 1** 次の文章は、倫理規則における会計専門職の信頼に関する記述である。文中の **①** から **⑤** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

100.2 企業、政府及びその他の組織が、財務報告及び企業報告、保証並びにその他の専門業務等の幅広い分野に会員を関与させる理由は、会計専門職に対する信頼である。会員は、こうした信頼が、自らが実施する専門業務にもたらされる **①** に基づいていることを理解し、認識している。そのような **①** には、次のものが含まれる。

- (1) **②** に関する原則及び職業的専門家としての基準の遵守
- (2) ビジネスに関する **③** の発揮
- (3) 技術的事項及びその他の事項に対する **④** の適用
- (4) 職業的専門家としての **⑤** の行使

会員はこれらの **①** を適用することで目的にかなった助言又はその他の成果物を提供することができ、想定利用者はそのような成果物を信頼することができる。

[選択肢]

- |           |          |            |           |
|-----------|----------|------------|-----------|
| (ア) 技能と価値 | (イ) 品質管理 | (ウ) 洞察力    | (エ) 専門知識  |
| (オ) 判断    | (カ) 職業倫理 | (キ) 財務報告基準 | (ク) 指導的機能 |

**問 2** 倫理規則が定める、全ての会員が遵守すべき五つの基本原則の一つである「誠実性」の内容を答えなさい。

**問 3** 会員は、誠実性の原則を遵守するために、次の(1)から(3)のいずれかの情報であると認識しながら、報告、回答、コミュニケーション又はその他の情報に関与してはならない。

- (1) 重要な虚偽又は誤解を招く情報
- (2) 思慮なく提供された情報
- (3) 必要な情報を省略する、又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略する、又は曖昧にする情報

しかし、当該会員は、自身がこれらの情報のいずれか又は複数に関与したことを知ることになった場合に、どのように対応すべきか答えなさい。

**問 4** 倫理規則は、会員に対して、基本原則の遵守に対する阻害要因の識別、評価及び対処のために概念的枠組みを適用する際に、探求心の保持を求めている。次の文章は、探求心を持つことに関する倫理規則の定めである。文中の **A** から **D** に当てはまる適切な語句を答えなさい。

120.5 A1 探求心は、概念的枠組みを適切に適用するために必要な既知の事実及び状況を理解する上での必須条件である。探求心を持つこととは、次のことを意味する。

- (1) 実施する専門業務の内容、範囲及び結果を考慮し、入手した情報の **A**、**B**、及び **C** を検討すること。
- (2) 更なる **D** 又はその他の行動の必要性に目を向け、注意すること。

**問 5** 概念的枠組みを適用する際に、探求心を持つことは、実施する専門業務の内容にかかわらず、全ての会員に適用される必須条件である。これに加えて、監査、レビュー及びその他の保証業務に関する基準において証拠を批判的に評価する姿勢が求められる。この証拠を批判的に評価する姿勢を何というか答えなさい。

**問題 2** 公認会計士法において定められている公認会計士及び日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の業務に関連して、以下の **問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

**問 1** 次の文章は、公認会計士法に定められている公認会計士の業務に関する規定である。文中の **A** から **F** に当てはまる適切な語句を答えなさい。

第二条 公認会計士は、他人の求めに応じ **A** を得て、財務書類の **B** 又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ **A** を得て、財務書類の **C** をし、財務に関する **D** 若しくは **E** をし、又は財務に関する **F** に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

**問 2** 次の文章は、公認会計士法第 43 条に定められている協会の設立、目的及び法人格に関する規定である。文中の **①** から **④** に当てはまる適切な語句を以下の [選択肢] から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢] は 1 回しか使えない。

第四十三条 公認会計士は、この法律に定めるところにより、全国を通じて一箇の日本公認会計士協会(以下「協会」という。)を設立しなければならない。

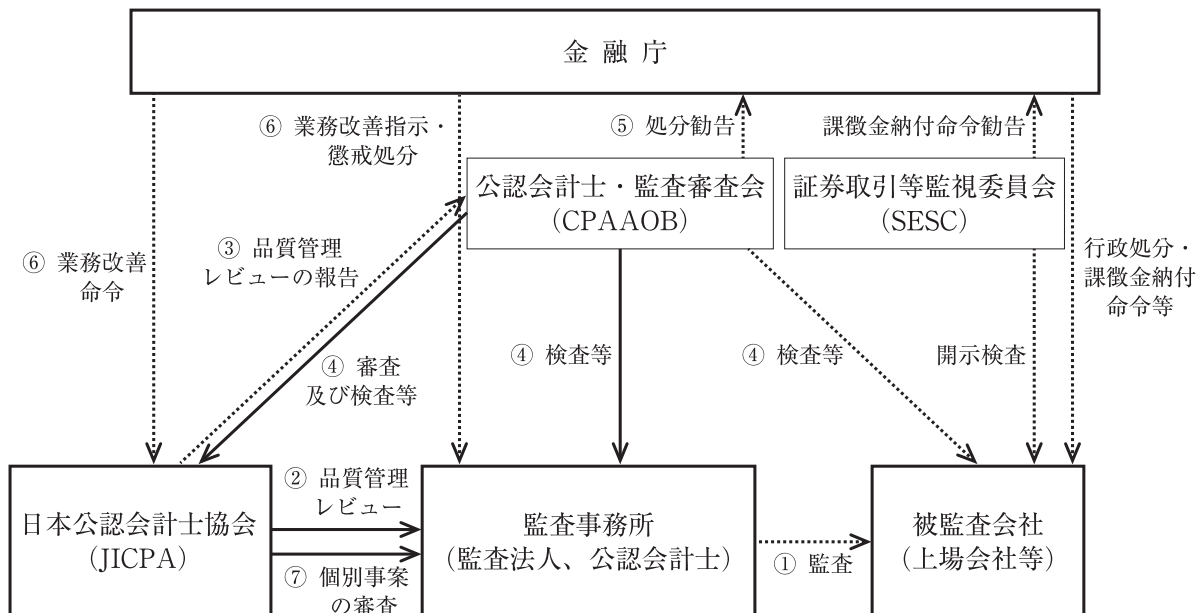
2 協会は、公認会計士の **①** を保持し、第二条第一項の業務の **②** を図るため、会員の指導、連絡及び **③** に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の **④** 並びに上場会社等監査人名簿への **④** に関する事務を行うことを目的とする。

3 協会は、法人とする。

[選択肢]

|         |       |         |       |
|---------|-------|---------|-------|
| (ア)信頼   | (イ)品位 | (ウ)監督   | (エ)登録 |
| (オ)改善進歩 | (カ)相談 | (キ)維持継続 | (ク)承認 |

**問 3** 以下の図は、協会が会則に基づき会員に対して実施する自主規制の取組みと、金融庁による行政処分との関係を示したものである。協会の自主規制の取組みの一つとして、図の実線②に示された品質管理レビューの目的を答えなさい。



**問 4** 協会の自主規制の取組みの一つとして、**問 3** の図の実線⑦に示された「個別事案の審査」を行う機関の名称と、その審査の結果、懲戒処分が必要な場合に処分内容を決定する機関の名称を答えなさい。

**問 5** 協会とは別に、公認会計士法に基づき合議制の機関として金融庁に設置されている公認会計士・監査審査会が **問 3** の図の実線④に示された「審査及び検査等」及び「検査等」を実施している。これら公認会計士・監査審査会が実施する「審査及び検査等」及び「検査等」の目的を述べなさい。

## 第十問 (50点)

**問題 1** 監査業務の依頼人により支払われる報酬について、日本公認会計士協会が定める倫理規則(以下「倫理規則」という。)に基づき、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

**問 1** 以下は、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である場合における報酬関連情報の透明性に関する規定を要約したものである。文中の **①** から **⑧** に当てはまる最も適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

### (監査役等とのコミュニケーション)

| 項目            | コミュニケーションの対象項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査の報酬         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計事務所等又は <b>①</b> に支払われたか、又は支払われるべき監査報酬</li> <li>・ 報酬の水準によって生じる阻害要因が <b>②</b> な水準にあるかどうか、及び <b>②</b> な水準ではない場合、会計事務所等が講じた、又は計画している対応策</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
| 監査以外の業務に対する報酬 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計事務所等又は <b>①</b> が監査業務の依頼人及びその <b>③</b> (独立性の評価に関連することを知っている場合又はそのように信じるに足る理由がある場合、<b>④</b> を含む。)に提供する監査以外の業務に対する報酬(以下「非監査報酬」という。)</li> <li>・ 監査報酬に対する非監査報酬の割合によって、( A )という阻害要因の水準に影響が生じるか、又は( B )という阻害要因が生じると判断している場合、当該阻害要因が <b>②</b> な水準にあるかどうか、及び <b>②</b> な水準にならない場合に、そのような阻害要因を <b>②</b> な水準にまで軽減するために(a)会計事務所等が講じた、又は計画している対応策</li> </ul> |
| 報酬依存度         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬依存度が <b>⑤</b> % を超える場合、又は超える可能性が高い場合、その事実の内容、当該状況が継続する可能性及び適用されるセーフガード( <b>⑥</b> 前のレビューを含む。)</li> <li>・ <b>⑦</b> 年連続して報酬依存度が <b>⑤</b> % を超えるか、超える可能性が高い場合、<b>⑦</b> 年経過後も監査業務を継続することの提案(R410.21 項に基づく例外規定を適用する場合)</li> </ul>                                                                                                                     |

(報酬関連情報の開示)

| 項目            | 開示項目                                                                                                                                                                                              |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査の報酬         | 会計事務所等及び <input type="text" value="①"/> に支払われた、又は支払われるべき監査報酬                                                                                                                                      |
| 監査以外の業務に対する報酬 | 重要性にかかわらず、会計事務所等又は <input type="text" value="①"/> が監査業務の依頼人及びその <input type="text" value="③"/> (独立性の評価に関連することを知っている場合又はそのように信じるに足る理由がある場合、 <input type="text" value="④"/> を含む。)に提供する監査以外の業務に対する報酬 |
| 報酬依存度         | <input type="text" value="⑧"/> 年連続して報酬依存度が <input type="text" value="⑤"/> % を超える場合又は超える可能性が高い場合、その事実及び当該状況が最初に生じた年                                                                                |

[選択肢]

|           |                 |            |
|-----------|-----------------|------------|
| (ア) 連結子会社 | (イ) 子会社         | (ウ) 妥当     |
| (エ) 関連会社  | (オ) 非連結子会社      | (カ) 監査契約   |
| (キ) 15    | (ク) 30          | (ケ) 3      |
| (コ) 5     | (サ) 2           | (シ) 許容可能   |
| (ス) 監査法人  | (セ) ネットワーク・ファーム | (ソ) 監査意見表明 |

**問 2** 上記 **問 1** (監査役等とのコミュニケーション)の( A )及び( B )には倫理規則における基本原則の遵守に対する阻害要因が入る。倫理規則 120.6 A3 項では、基本原則の遵守に対する阻害要因が五つ挙げられている。( A )及び( B )に当てはまる阻害要因を答えなさい。また、( A )及び( B )以外の三つの阻害要因を答えなさい。

**問 3** 上記 **問 1** (監査役等とのコミュニケーション)の下線(a)の対応策に該当するものとして、倫理規則に示されているセーフガードとなり得る対応策の例を二つ答えなさい。

**問 4** 報酬関連情報に関するコミュニケーションにより、監査役等が評価する内容を簡潔に答えなさい。



**問題 2** 会計事務所等所属の会員は、監査及びレビュー業務を実施する際に独立性の保持が求められる。これに関連して、以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

**問 1** 日本公認会計士協会が定める倫理規則(以下「倫理規則」という。)の外観的独立性の定義について文中の **A** から **C** に当てはまる適切な語句を答えなさい。

400.5 (2) 外観的独立性

事情に精通し、**A** な判断を行うことができる **B** が、会計事務所等又は監査業務チームの構成員の **C** 独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと

**問 2** 独立性を保持すべき者には、監査業務チームの構成員、その家族又は近親者が含まれる。倫理規則で定義される家族及び近親者について、次の **①** から **⑤** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えない。

|     |                                             |
|-----|---------------------------------------------|
| 家族  | <b>①</b> 若しくはそれに準ずる者又はこれら以外の <b>②</b>       |
| 近親者 | 家族の定義に該当しない <b>③</b> 、 <b>④</b> 又は <b>⑤</b> |

[選択肢]

|            |          |         |
|------------|----------|---------|
| (ア) 血族     | (イ) 兄弟姉妹 | (ウ) 両親  |
| (エ) 配偶者の両親 | (オ) 配偶者  | (カ) 子供  |
| (キ) 被扶養者   | (ク) 孫    | (ケ) 扶養者 |

**問 3** A 監査法人の主査甲及びスタッフ乙は、B 株式会社(以下「B 社」という。)の監査業務チームの構成員である。乙は甲に対し、乙の近親者である丙が、翌期から B 社の経理部に就職する旨を報告した。甲が当該報告から生じる独立性に対する阻害要因の水準を評価するに当たり、考慮すべき要素を三つ答えなさい。

**問 4** 上記 **問 3** について、乙の独立性に関して、翌期に阻害要因に対処する必要が生じた場合において、倫理規則で示されている**①**「阻害要因を除去し得る対応策」及び**②**「セーフガードとなり得る対応策」の例をそれぞれ一つずつ答えなさい。